

第5期美唄市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

美唄市

はじめに

美唄市では、平成16(2004)年に美唄市福祉のまちづくり条例を制定し、市の施策の重点を「福祉のまち」と位置付け、市民が住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らせる社会を実現させる取組を行ってまいりました。

しかし、近年、人口減少・少子高齢化の急速な進行に加え、多様な価値観や生活スタイルの変化から、地域のつながり、支え合いが希薄化し、虐待やひきこもり、生活困窮、社会的孤立など、地域福祉を取り巻く様々な課題が顕在化し、生活課題や地域の困り事は、ますます複雑・多様化しております。

こうした状況下でも、誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成を目指し、「集落支援員」制度を令和3(2021)年に導入し、現在市内全域に18名の兼任集落支援員と、1名の専任集落支援員を配置し、地域コミュニティの再構築に向けた支援を行っております。

また、令和4(2022)年には、道内市町村で初めてとなる「美唄市地域包括ケア推進条例」を制定・施行し、地域力を活かし、支え手と受け手の関係を超えて市民の誰もが役割を持ち、自分らしく地域で暮らし続けることができる地域共生社会を推進しております。

第5期計画を策定するに当たり、前計画で掲げた4つの基本目標である「ともに生きる社会づくり」、「住民自治・住民主体のまちづくり」、「ささえあう地域社会づくり」、「市民と行政の協働し合うまちづくり」を継続しつつ、基本理念で掲げた「輝く未来のまち、びばい」の実現に向けて、市民の皆さまがより積極的に地域福祉活動に参加することができるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました市民ささえあい推進委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまや関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6(2024)年3月

美唄市長 桜井 恒

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制と経緯	4
(1)美唄市市民ささえあい推進委員会	4
(2)美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議.....	4
(3)美唄市「地域福祉に関する市民アンケート調査」	4
(4)パブリックコメント	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
1. 美唄市の概況	5
(1)人口.....	5
(2)世帯数.....	6
(3)出生数及び出生率.....	7
2. 地域で支援を必要とする人の状況	8
(1)子ども・子育て世代の状況.....	8
(2)高齢者の状況.....	10
(3)障がいのある方の状況	11
(4)生活保護受給者の状況	12
(5)生活困窮者の状況.....	12
3. 市民意識調査から見える課題.....	13
4. 第4期計画の評価.....	19
第3章 計画の基本的な考え	20
1. 基本理念	20
2. 基本目標	21
3. 施策の体系.....	22
4. 福祉圏域の考え方	23
第4章 目標達成に向けた施策の推進	24
基本目標1 ともに生きる社会づくり	24
基本目標2 住民自治・住民主体のまちづくり	28
基本目標3 ささえあう地域社会づくり.....	32
基本目標4 市民と行政の協働し合うまちづくり	36

第5章 計画の推進に向けて	37
1. 協働による計画の推進	37
2. 社会福祉協議会との連携による事業の推進.....	37
3. 計画の公表.....	37
4. 計画の検証.....	37
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	38
1. 計画策定の概要	38
(1)策定の背景.....	38
(2)計画の位置付け	38
(3)成年後見制度とは.....	39
2. 成年後見制度利用に関する状況.....	40
(1)成年後見制度の利用状況.....	40
(2)成年後見制度に関する美唄市の取組	42
3. 計画の基本的な考え方	43
基本理念.....	43
4. 計画における取組.....	44
(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築.....	44
(2)市民後見人等の育成・活動の推進.....	45
(3)美唄市成年後見支援センターの機能強化	45
(4)成年後見制度の利用支援.....	45
5. 計画の推進.....	46
(1)計画の推進体制	46
(2)計画の点検と評価.....	46
●用語解説	47
●資料	49
1. 第5期美唄市地域福祉計画策定の経過.....	49
2. 市民ささえあい推進委員会委員名簿.....	50
3. 市民ささえあい推進委員会運営要綱.....	51
4. 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱	53
5. 美唄市福祉のまちづくり条例.....	55

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観の多様化による世代間の意識の違い、情報通信技術の発展などにより、地域での人と人とのつながりは希薄になりつつあります。また、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているケアラーやひきこもり、生活困窮といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化し、療育(発達支援)を要する子どもの増加、災害時要援護者支援の課題など、分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

一方、少子高齢化に伴い、多くの自治体では地域福祉の担い手不足が問題となっており、担い手の確保・育成に関する取組が求められています。

このことから、国においては、地域住民一人一人が自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、国際的には、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが採択されました。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と、地域共生社会を実現するということは目指すところは同じであり、地域の中にはさまざまな人がいるということを理解し、全ての人が役割を持ち、お互いが支え合うことが重要となります。

また、平均寿命の延伸化が進んでいることに伴い、精神疾患等を患う人が増加傾向にあります。判断能力が十分でない方の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定の必要性が高まっています。

このような国の動向やこれまでの本市における取組、市民意識等を踏まえ、本市の最上位計画である「第7期美唄市総合計画～ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい～」との整合を図り、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、「成年後見制度利用促進基本計画」を含む形で「第5期美唄市地域福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、総合計画である「第7期美唄市総合計画」を最上位計画とし、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。(本計画は、「成年後見制度利用促進基本計画」としての内容を含みます。)

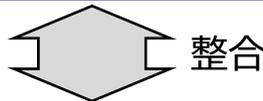
さらに、地域の福祉活動の拠点である美唄市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と、連携を図りながら進めていくこととします。

また、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉計画とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。

【計画の位置付け】

美唄市総合計画

～ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい～
第7期:令和3(2021)年度～令和12(2030)年度



第5期:令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

美唄市地域福祉計画
(成年後見制度利用促進基本計画 含む)

美唄市障がい者プラン

第7期:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度
【障がい者基本計画:第9期】
【障がい福祉計画:第7期】
【障がい児福祉計画:第3期】

美唄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第9期:令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

びばいヘルシーライフ 21

第3期:令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

新びばいっこすくすくプラン

(美唄市子ども・子育て支援事業計画)
第2期:令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

【美唄市社会福祉協議会】地域福祉実践計画

第5期:令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



SDGs(エス・ディ・ジーズ／持続可能な開発目標)とは

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」と誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度を計画期間とする5か年計画です。

期間中、社会情勢の変化や社会福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直し、他の計画と整合性を図りながら推進します。

4. 計画の策定体制と経緯

(1) 美唄市市民ささえあい推進委員会

「市民ささえあい推進委員会」は、「美唄市福祉のまちづくり条例」において、地域福祉計画の策定及び推進状況の評価と、全市的な地域福祉の推進を図る役割を担う組織です。学識経験者、市内の各福祉関係団体やその他市民団体等の代表者より推薦を受けた者及び各福祉関係計画策定委員のほか、市民公募により選任された委員から構成されたものであり、この委員会において計画の策定を行いました。

(2) 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議

地域福祉計画は、福祉、保健、医療、教育、住宅、就労、防災、まちづくりなど様々な分野に関係することから、行政の関係部門が連携し、多角的な視点からの検討を行うため、地域福祉推進に関わる関連分野の事業を実施する市の関係所管課の係長職からなる「美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議」（以下、「庁内推進会議」という）を設置し、地域福祉の推進に関する課題を整理した上、地域福祉を推進するための庁内の取組について検討を行いました。

(3) 美唄市「地域福祉に関する市民アンケート調査」

市民の地域での活動の状況や日常感じている地域課題等について把握し、計画策定や今後の施策の基礎資料とすることを目的として、意識調査を実施しました。

- 調査対象 : 美唄市在住の18歳以上の市民から1,200人を無作為に抽出
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- 調査期間 : 令和5(2023)年10月
- 回収結果 : 回収数 405件(回収率 33.8%)

(4) パブリックコメント

本計画の策定に当たっては、美唄市パブリックコメント手続条例の規定により、計画内容を市民に公表し、市民からの意見や情報を求めて、パブリックコメントを実施しました。

- 調査期間 : 令和6(2024)年1月23日(火)～2月22日(木)
- 提出意見 : 意見はありませんでした。

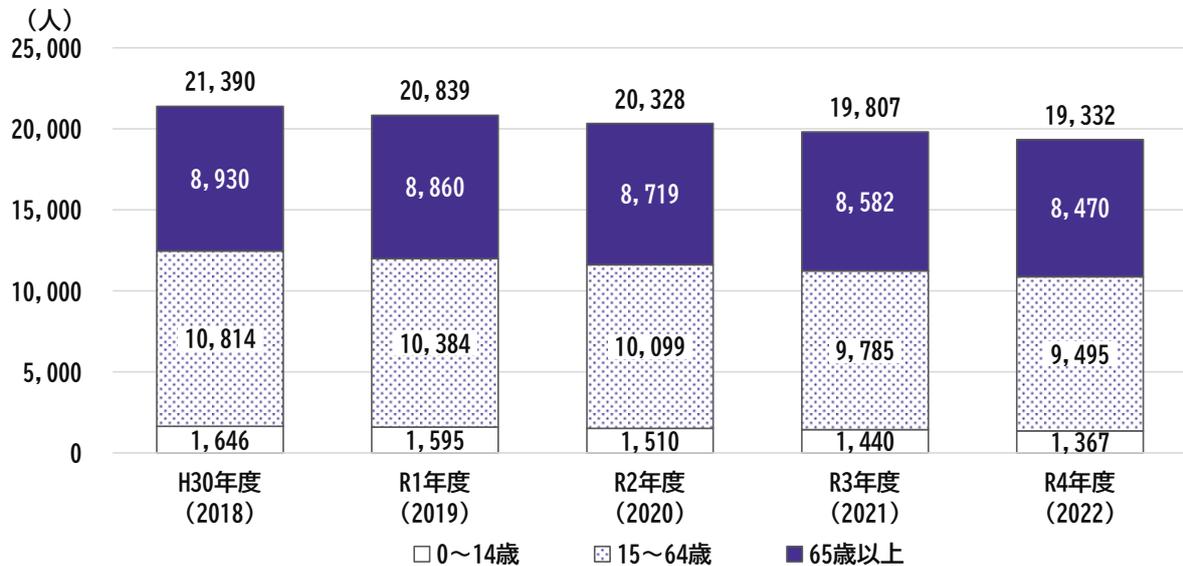
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1. 美唄市の概況

(1) 人口

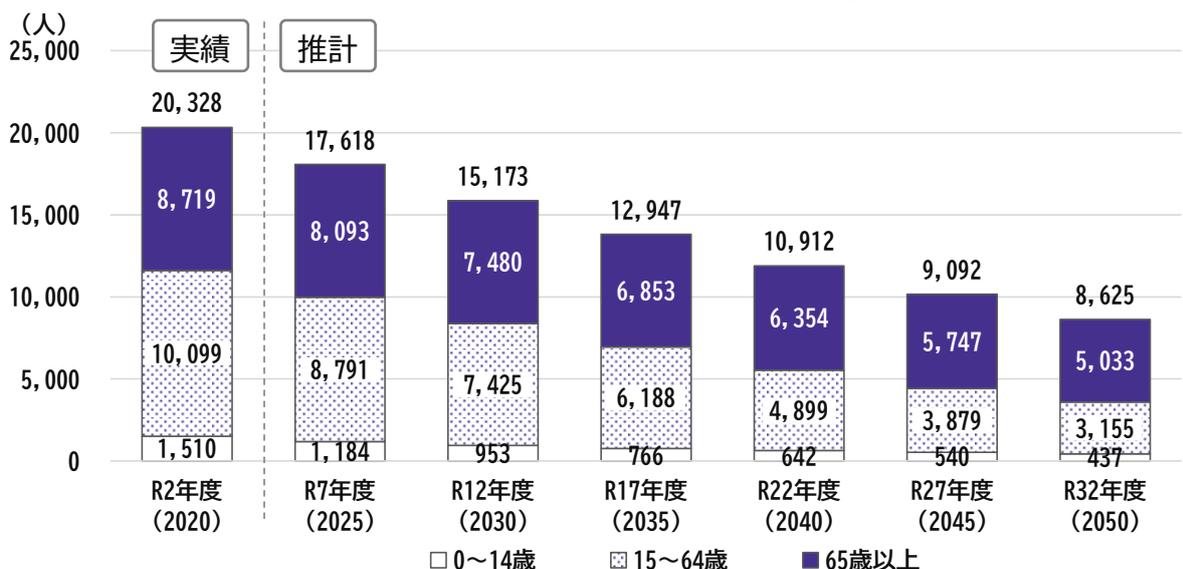
美唄市における総人口は、令和5(2023)年3月31日現在で19,332人となっており、減少傾向が続いています。年齢階層別に見ても、全ての階層において減少しており、今後も少子高齢化とともに人口減少が進み、令和27(2045)年には1万人を下回るものと考えられています。

【総人口と年齢階層別人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年度3月31日現在)

【総人口と年齢階層別人口の推計】



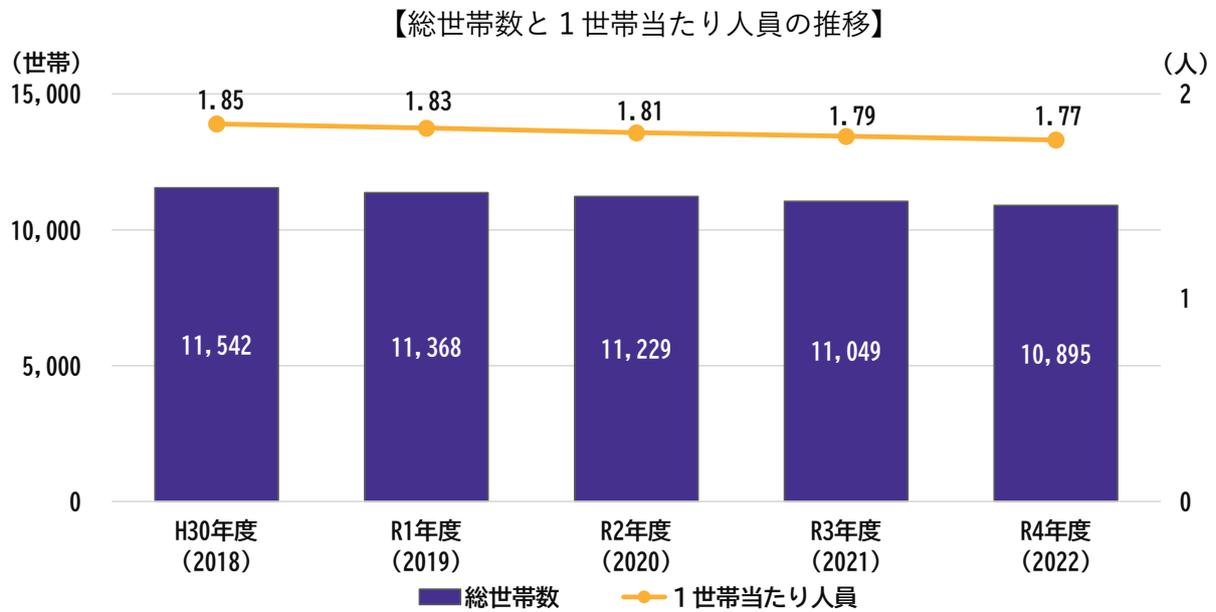
資料：【実績】住民基本台帳(令和2(2020)年度)

【推計】国立社会保障・人口問題研究所(令和5(2023)年12月22日公表)

(2) 世帯数

世帯数は、令和5(2023)年3月31日現在で10,895世帯となっており、減少傾向が続いています。

1世帯当たり人員は、平成30(2018)年度の1.85人から1.77人と減少しており、単身世帯や核家族世帯が増加しているためと考えられます。

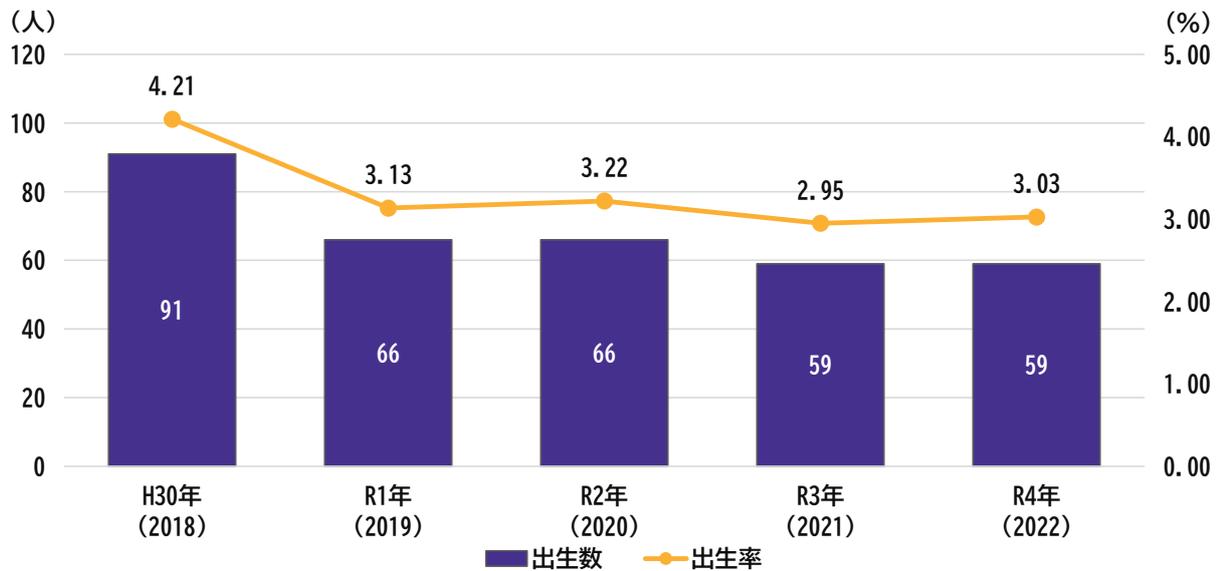


(3) 出生数及び出生率

出生数は、平成30(2018)年の91人から令和元(2019)年の66人に減少してからは、大きな差はなく、令和4(2022)年は59人となっています。

また、出生率においても、平成30(2018)年の4.21%から令和元(2019)年の3.13%に減少してから大きな差はなく、令和4(2022)年は3.03%となっています。

【出生数と出生率の推移】



資料：住民基本台帳(各年度12月31日現在)

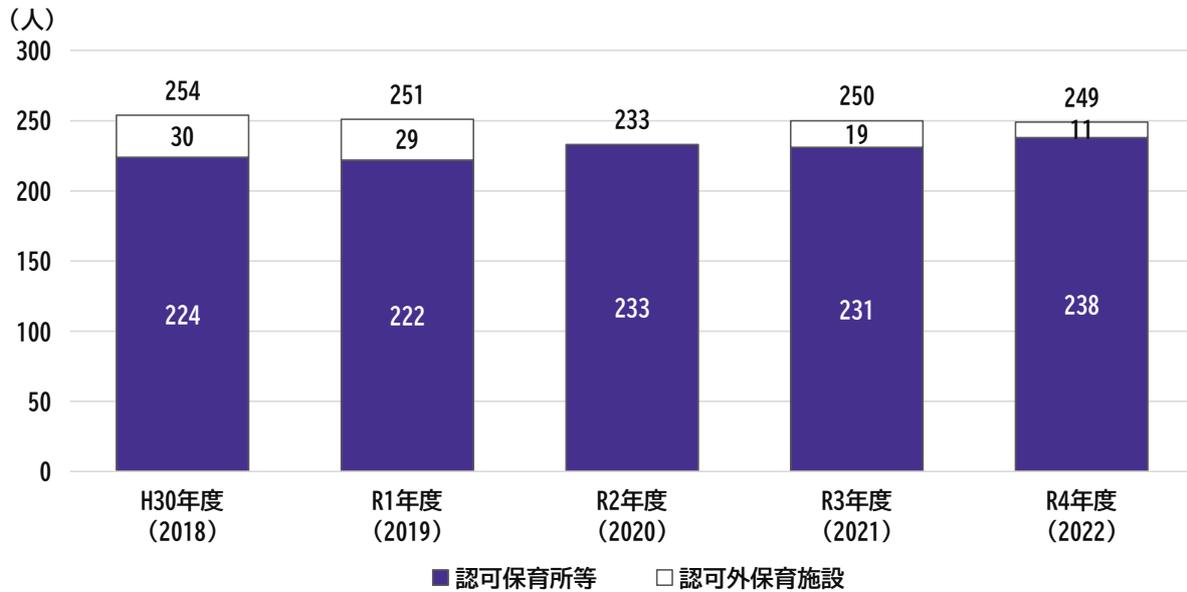
2. 地域で支援を必要とする人の状況

(1) 子ども・子育て世代の状況

保育施設の利用者数は、全体では概ね横ばいとなっており、対象児童が減少している中、働く親が増加していると考えられます。

一方、放課後児童施設の利用者数は、減少傾向となっています。

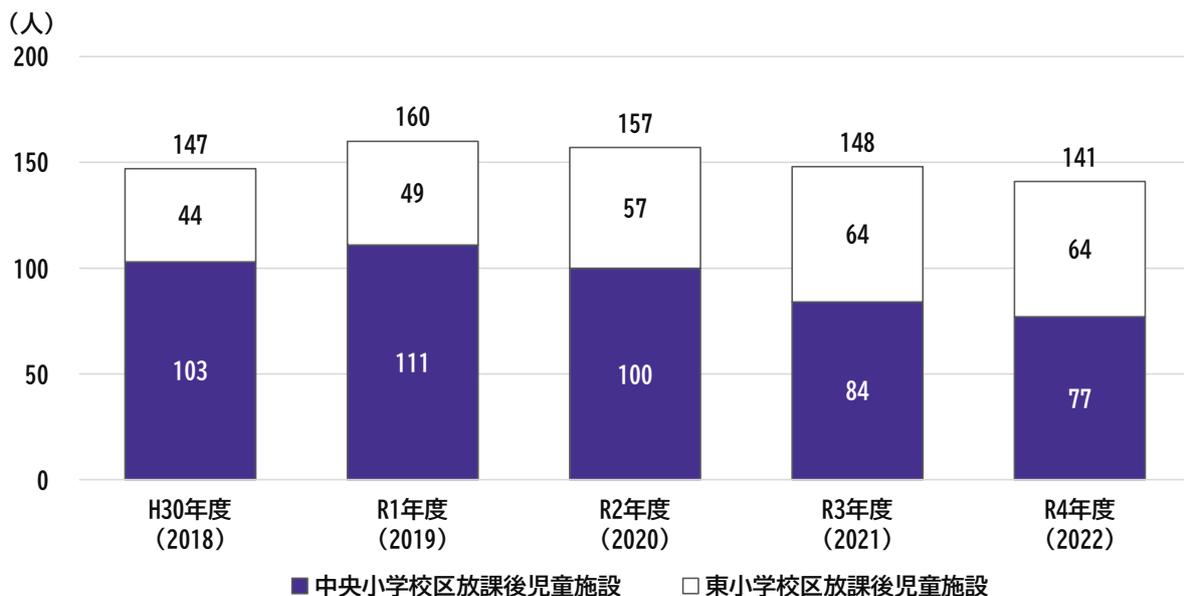
【認可保育所等と認可外保育施設の利用者数の推移】



※令和2(2020)年の認可外保育施設については情報なし

資料：こども未来課(認可保育所等：各年度3月31日現在/認可外保育施設：各年度4月現在)

【放課後児童施設の利用者数の推移】

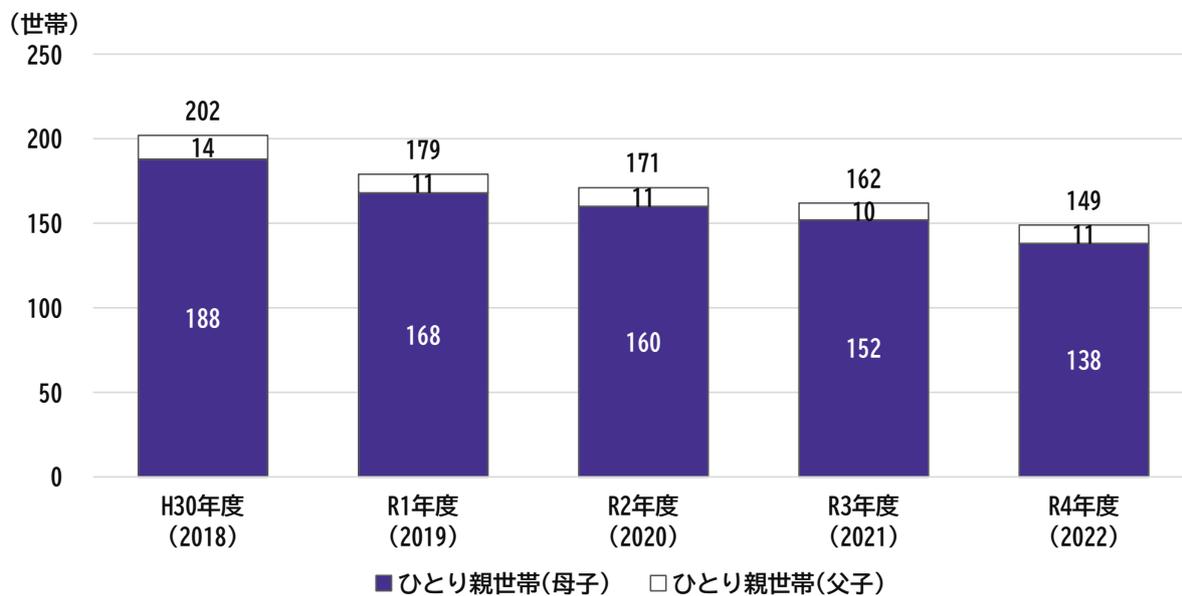


資料：教育委員会生涯学習課(各年度4月1日現在)

ひとり親世帯は、令和5(2023)年3月31日現在で149世帯となっており、減少傾向が続いています。

全国的に見ても、ひとり親世帯は減少しているものの、ひとり親世帯、特に母子家庭においては、生活保護の受給率が高くなる傾向にあります。

【ひとり親世帯数の推移】

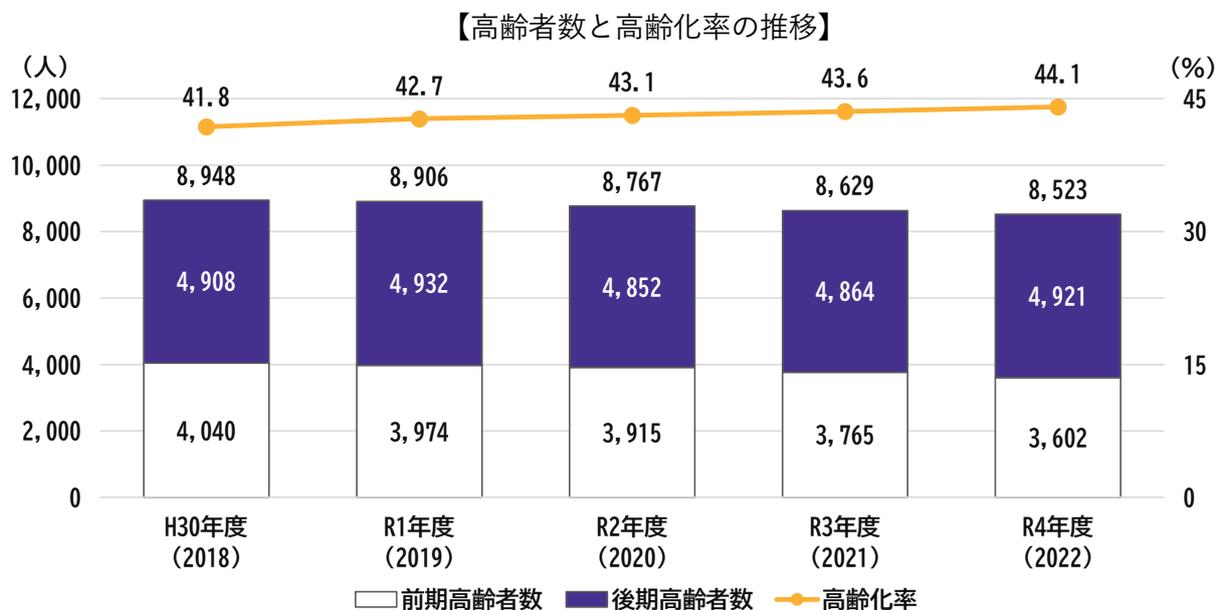


資料：こども未来課(各年度3月31日現在)

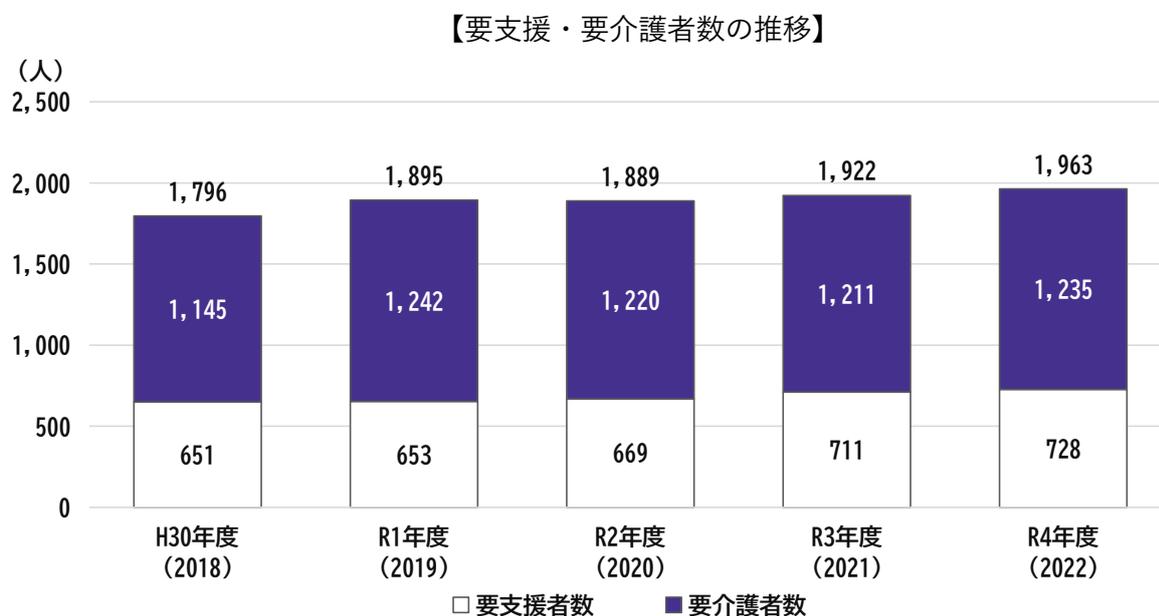
(2) 高齢者の状況

美唄市における65歳以上の高齢者が総人口に占める割合(高齢化率)は、令和4(2022)年度で44.1%となっており、高齢化が進んでいます。

後期高齢者の増加とともに、要支援・要介護者数は増加傾向となっており、今後も続くことが考えられます。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報・月報(各年度3月31日現在)

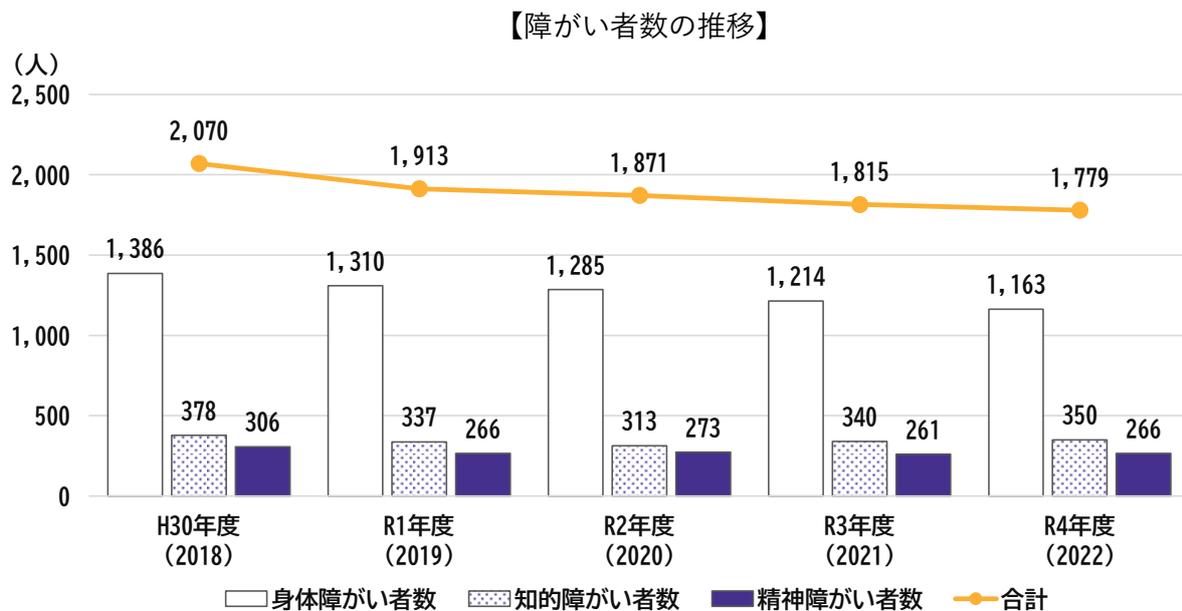


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報・月報)」(各年度3月31日現在)

(3) 障がいのある方の状況

障がい者数は、令和5(2023)年度3月31日現在で、身体障害者手帳の交付者(身体障がい者)が1,163人、療育手帳の交付者(知的障がい者)が350人、精神障害者保健福祉手帳の交付者(精神障がい者)が266人、合計が1,779人となっています。

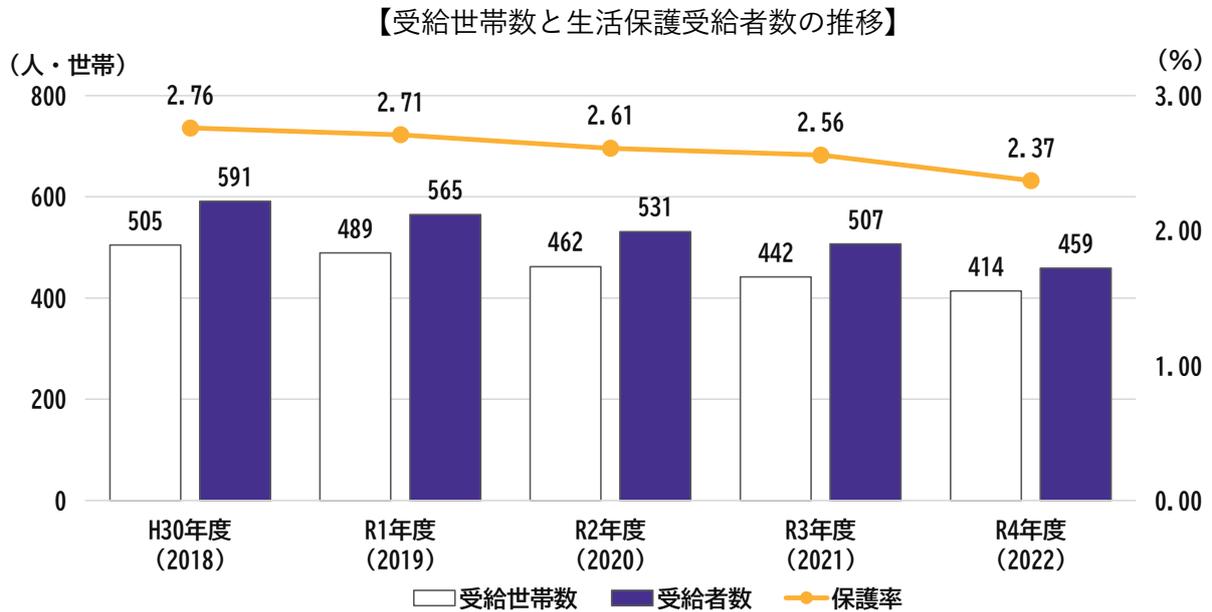
身体障がい者は減少傾向が続いている一方、知的障がい者と精神障がい者は増減を繰り返しています。



資料：美唄市地域福祉課(各年度3月31日現在)

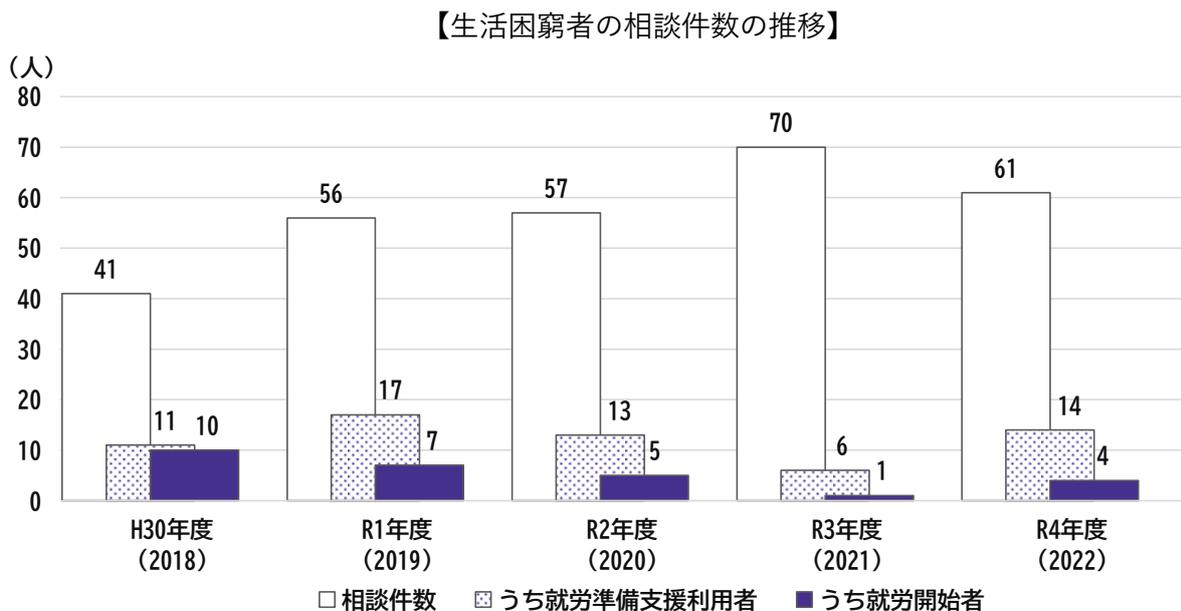
(4) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者は、生活保護受給世帯とともに減少しています。それに伴い、保護率も減少傾向が続いています。



(5) 生活困窮者の状況

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者は、減少傾向が続いています。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に相談者数が増加したものと考えられます。



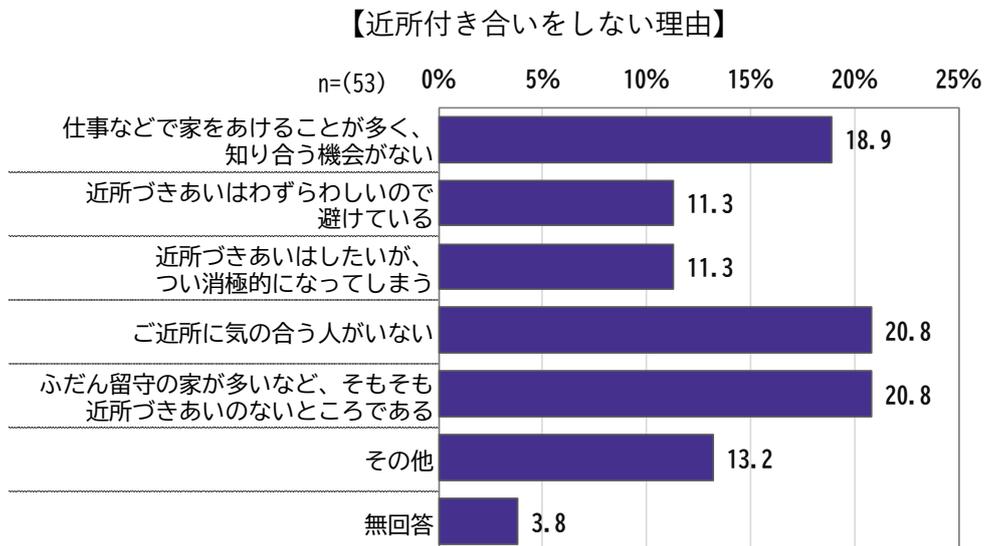
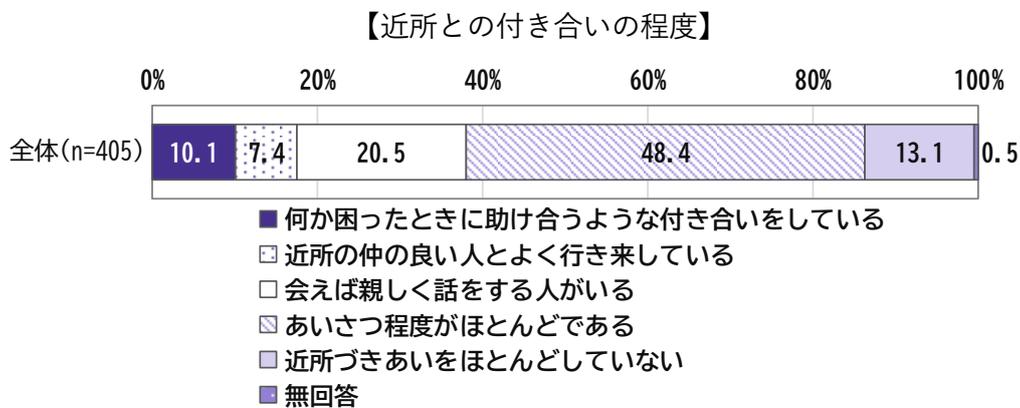
3. 市民意識調査から見える課題

美唄市では、美唄市在住の18歳以上の市民を対象として、市民と地域のつながり、地域福祉に対する考え方などを調査しました。

●近所とのつきあいの程度

近所とのつきあいの程度は、「あいさつ程度がほとんどである」が最も多くなっており、次いで「会えば親しく話をする人がいる」となっています。

一方、「近所づきあいをほとんどしていない」と答えた人が1割となっています。近所づきあいをしない理由としては、「ご近所に気の合う人がいない」、「ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいのないところである」、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が多くなっており、知り合うきっかけづくりが必要となります。



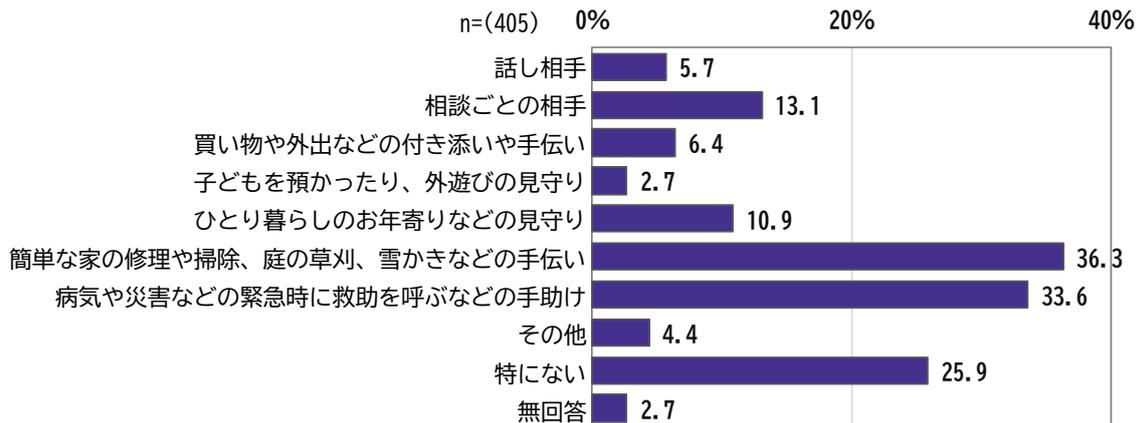
※「近所づきあいをほとんどしていない」を選択した人への限定設問

● 困りごとがあったときに手助けしてほしいこと・手助けできること

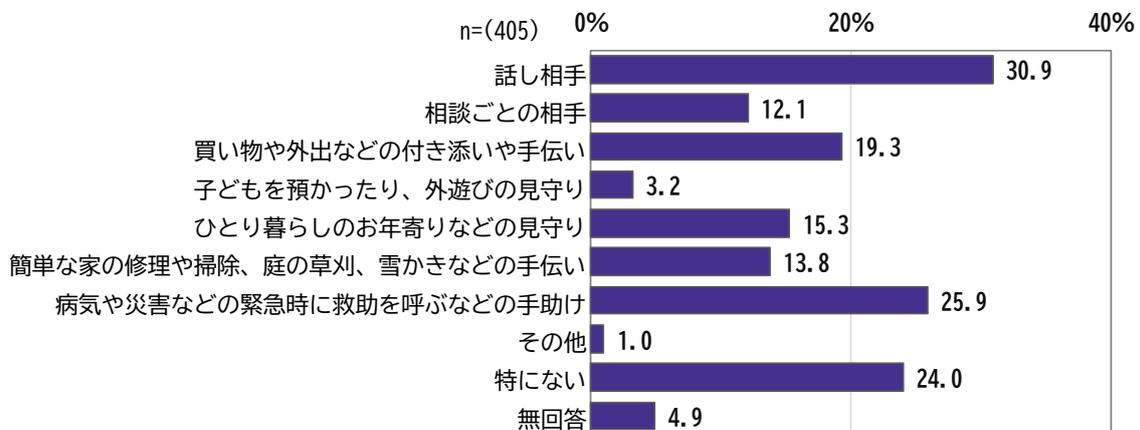
日常生活で困りごとがあったときに手助けしてほしいことは、「簡単な家の修理や掃除、庭の草刈、雪かきなどの手伝い」が最も多く、次いで「病気や災害などの緊急時に救助を呼ぶなどの手助け」となっています。

一方、日常生活で困りごとがあったときに手助けできることは、「話し相手」が最も多く、次いで「病気や災害などの緊急時に救助を呼ぶなどの手助け」となっており、日常的な困りごとと突発的な困りごとのいずれに対しても対応できる仕組みづくりが必要となります。

【手助けしてほしいこと】

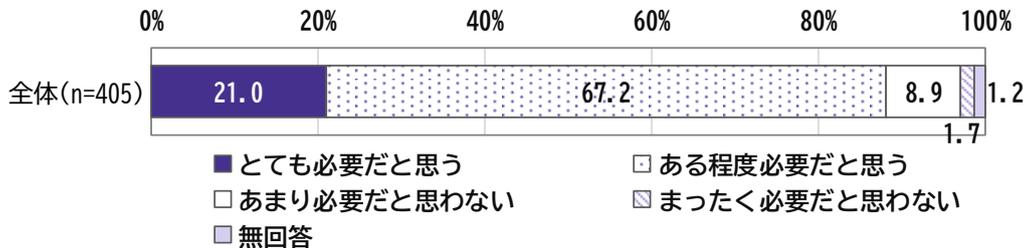


【手助けできること】



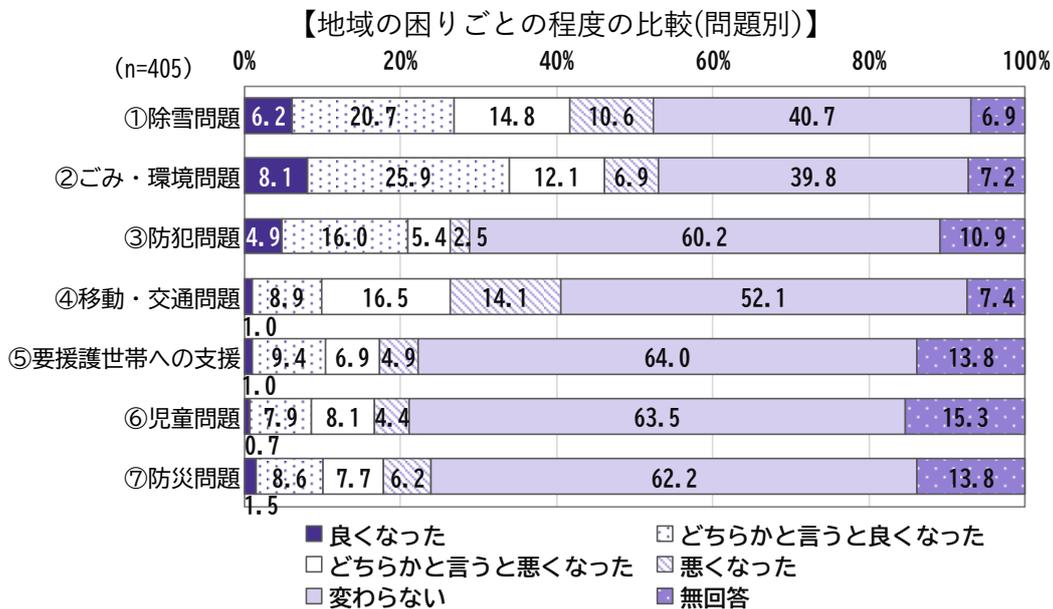
●地域での支え合いや助け合いの必要性

地域(町内会など)の身近な問題を解決するための支え合いや助け合いの必要性について、「とても必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」を合わせた9割の人が『必要だと思う』と答えていることから、身近な地域での支え合いや助け合いの方法やきっかけづくりの周知が必要となります。



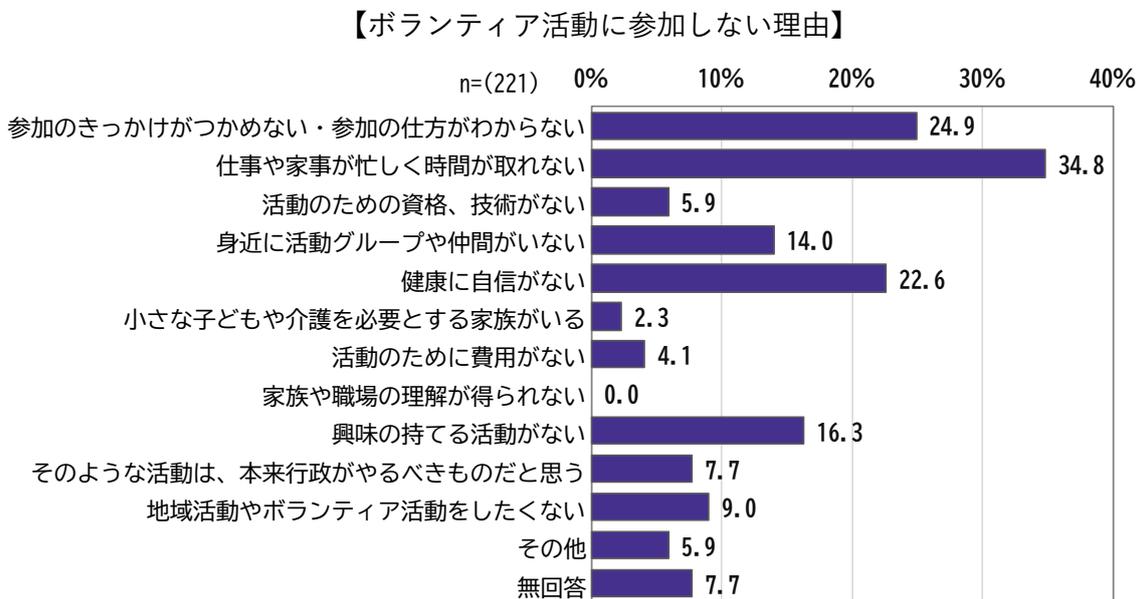
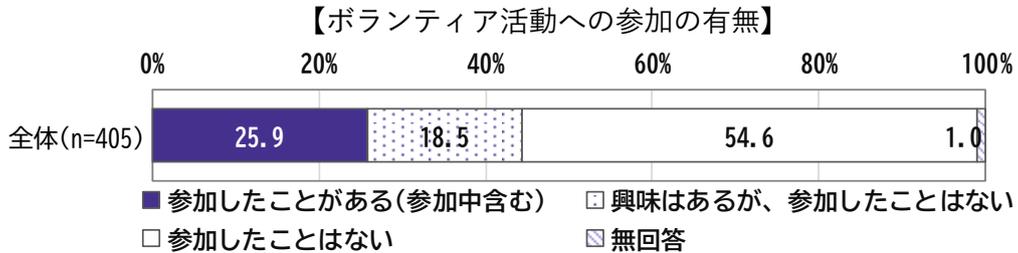
●地域の困りごとの程度の比較

地域の困りごとの程度を約5年前と比較すると、①除雪問題について、「良くなった」、「どちらかと言うと良くなった」を合わせた『良くなった』と感じる人と、「どちらかと言うと悪くなった」、「悪くなった」を合わせた『悪くなった』と感じる人の割合に大きな差はありません。また、④移動・交通問題については『悪くなった』と感じる人の割合が多くなっており、①除雪問題や④移動・交通問題は、緊急時にも関わることから、重要な課題であると考えられます。



● ボランティア活動への参加

ボランティア活動への参加については、「参加したことはない」と答えた人の割合が最も多くなっています。参加しない理由としては、「仕事や家事が忙しく時間が取れない」が最も多く、次いで「参加のきっかけがつかめない・参加の仕方がわからない」となっていることから、ボランティア活動に興味のある人が参加しやすい仕組みづくりを行うことにより、参加者の増加が見込まれます。

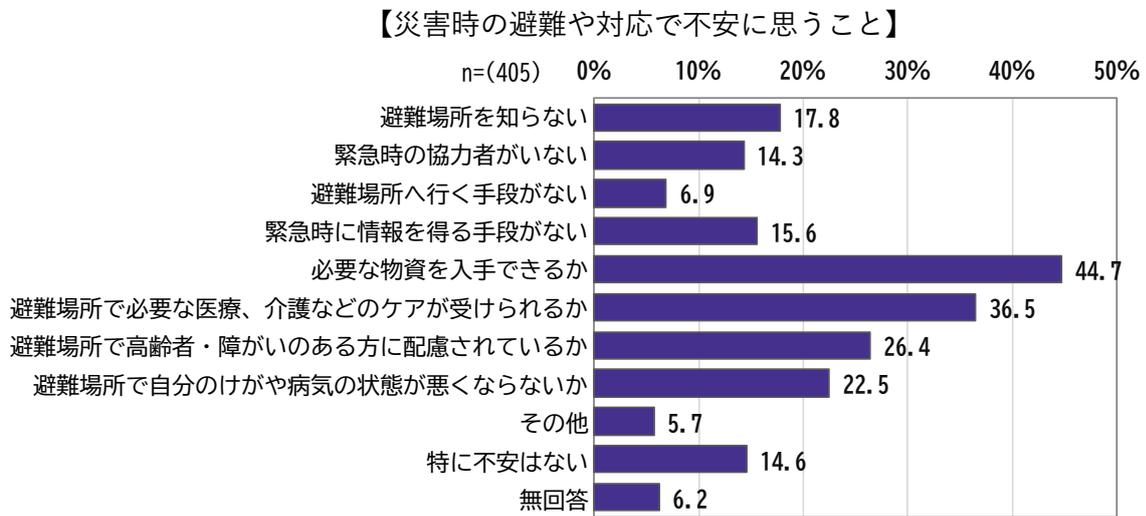
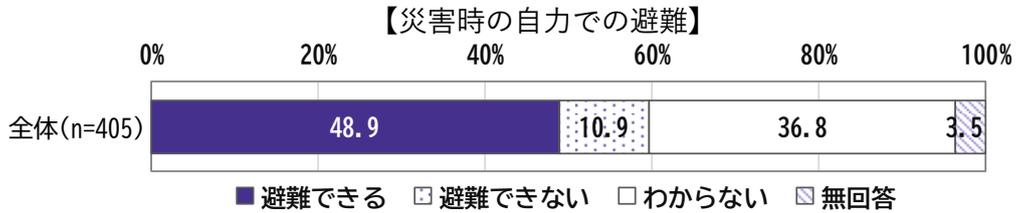


※ 「(ボランティア活動に) 参加したことはない」を選択した人への限定設問

●災害時の避難

災害時の自力での避難については、「避難できる」と答えた人が半数となっている一方、1割の人が「避難できない」としています。

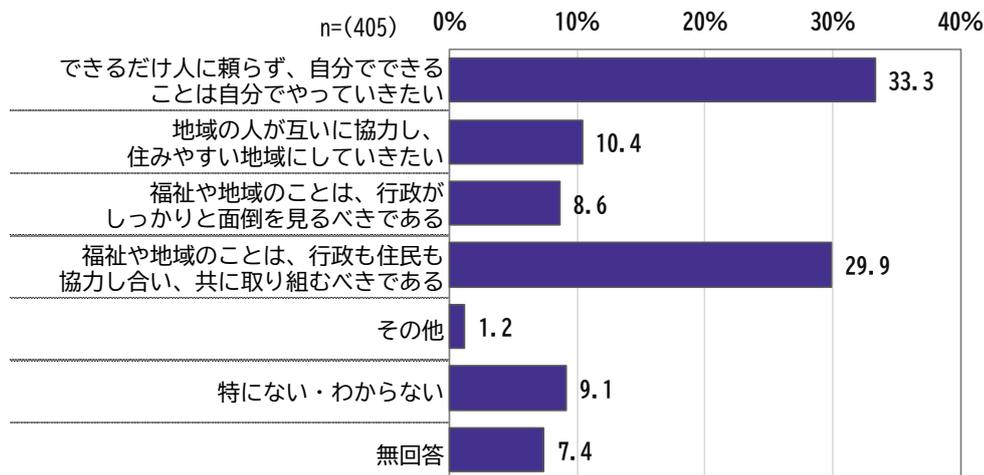
災害時の避難や対応で不安に思うことについては、「必要な物資を入手できるか」が最も多く、次いで「避難場所で必要な医療、介護などのケアが受けられるか」となっており、災害時の対策が重要となります。



●福祉への関わり方

これからの地域における福祉への関わり方については、「できるだけ人に頼らず、自分でできることは自分でやっていきたい」と考える人が最も多くなっている一方、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」と考える人も同程度いることから、地域と行政の連携の重要性が高まっています。

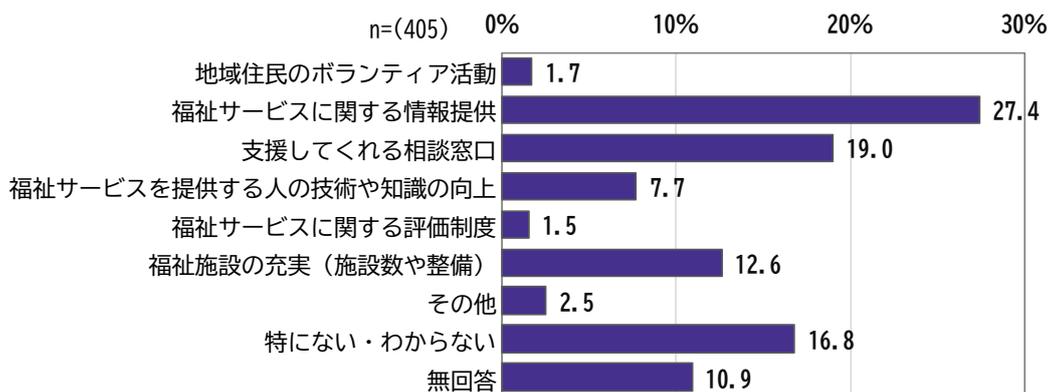
【福祉への関わり方】



●安心して生活するために大切な福祉の取組

安心して生活するために大切な福祉の取組について、「福祉サービスに関する情報提供」が最も多くなっており、情報提供の手段の検討や周知が必要となります。

【安心して生活するために大切な福祉の取組】



4. 第4期計画の評価

第4期計画の取組事業の達成状況について、A～Eの5段階で評価しました。

54事業に対して、33の事業がA(実施)評価、B(概ね実施)評価となっています。

基本目標とまちづくりの柱		評価					
		事業数	A	B	C	D	E
1. とともに生きる社会づくり		15	5	3	3	2	2
	いつまでも健やかに暮らせるまちづくり(健康)	6	2	2	2	0	0
	安心して生活を営むことができるまちづくり(防犯・防災)	5	1	0	0	2	2
	楽しく働くことができるまちづくり(雇用・産業)	4	2	1	1	0	0
2. 住民自治・住民主体のまちづくり		17	2	6	2	2	5
	生涯にわたって学習できるまちづくり(ボランティア・学習)	4	0	2	0	0	2
	誰もが共通の情報を持ち住民参加できるまちづくり(情報・住民参加)	1	0	0	1	0	0
	地域のつながりを大切にできるまちづくり(地域・町内会)	8	2	3	0	0	3
	人の交流を大切にできるまちづくり(交流)	4	0	1	1	2	0
3. ささえあう地域社会づくり		21	15	1	1	0	4
	必要な時に福祉サービスを受けることができるまちづくり(福祉サービス)	8	4	0	1	0	3
	快適、安全に移動できるまちづくり(交通)	7	5	1	0	0	1
	快適な暮らしができるまちづくり(環境・住宅・除排雪)	6	6	0	0	0	0
4. 市民と行政の協働し合うまちづくり		1	1	0	0	0	0
	計画を進める人材が育つまちづくり(計画の推進)	1	1	0	0	0	0
合計		54	23	10	6	4	11

評価区分

A：達成率 100%(計画通り実施)

B：達成率 75%(概ね実施)

C：達成率 50%(半分程度実施)

D：達成率 25%(一部実施)

E：評価困難(未実施、事業終了等)

第3章 計画の基本的な考え

1. 基本理念

第4期美唄市地域福祉計画において、「ともにささえあい つながりあう 市民みんなが安心して暮らせるまち びばい」という基本理念を掲げて、地域福祉の推進に取り組んできました。

人口減少、少子高齢化が急速化する中、地域や個々のライフスタイルの変革にある今だからこそ、改めて人と人との絆を深め、助け合い、ささえあいによる市民一丸となった地域づくりを目指すことが重要となります。輝きのある未来のまちを築くための計画として、本市における地域福祉の推進に更に取り組んでいくために、第5期における基本理念を次のように定めます。

基 本 理 念

今こそ、心をつなぐ、つながる、市民の輪
～目指す、輝く未来のまち、びばい～

2. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 ともに生きる社会づくり

私たちは、年齢、性別、身体状況など、それぞれの違いを認め合い、一人一人が個性ある人間として尊重され、あらゆる分野に参加でき、ともに生きることのできる社会を目指します。

基本目標 2 住民自治・住民主体のまちづくり

私たちは、自らのまちを自ら良くしていこうという気概を持って、地域でのさまざまな活動に積極的に参加し、その地域の特性を活かした活動の輪を広げ、これまで培ってきた住民同士が、ともにささえあう福祉文化を育み、住民主体のまちづくりを目指します。

基本目標 3 ささえあう地域社会づくり

私たちは、誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、保健・福祉サービスを総合的に提供する体制を確立するとともに、市民のささえあい意識を高め、相互にささえあう地域社会を目指します。

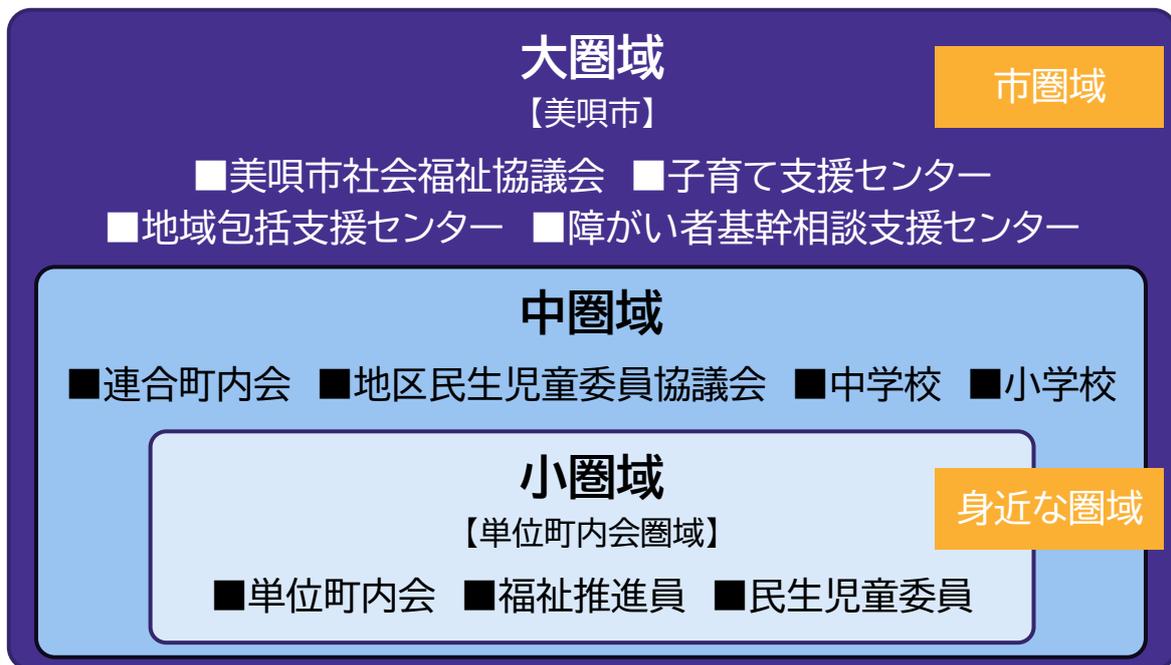
基本目標 4 市民と行政の協働し合うまちづくり

私たちは、この計画の理念を実現するため、市民、事業者、社会福祉協議会等の団体、市などの公共機関それぞれが役割を分担し、協働し合い、福祉のまちづくりを目指します。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向性	主な取組・事業	
今こそ、心をつなぐ、つながる、市民の輪 目指す、輝く未来のまち、びばい	1. ともに生きる社会づくり	いつまでも健やかに暮らせるまちづくり【健康】	健康づくりの充実	■健康づくり啓発事業■中・高年齢健康づくり事業■高齢者健康づくり事業■スポーツ大会・教室開設事業■一般介護予防事業	
			医療の充実	■救急医療啓発普及事業	
		安心して生活を営むことができるまちづくり【防犯・防災】	防犯体制の推進	■安全で安心なまちづくり推進補助事業■空き家対策	
			防災体制の推進	■地域防災事業■火災予防推進事業	
			悪徳商法への対策	■消費者保護対策事業	
		楽しく働くことができるまちづくり【雇用・産業】	高齢者・障がい者、生活困窮者の雇用の創出	■シルバー人材センター補助事業■生活困窮者自立支援事業	
			若年者等の地元雇用への支援	■企業立地活動事業■地元就職等応援事業	
		2. 住民自治・住民主体のまちづくり	生涯にわたって学習できるまちづくり【ボランティア・学習】	ボランティア活動の充実	■障がい者在宅支援事業(障がい者にやさしい街づくり事業)■子育て地域ささえあい事業
				生涯学習・学校教育・福祉教育の充実	■生涯学習事業■「総合的な学習の時間」を活用した福祉学習
	誰もが共通の情報をもち、住民参加できるまちづくり【情報・住民参加】		情報の共有	■協働のまちづくりの推進■広報事務・広聴事務	
	地域のつながりを大切にできるまちづくり【地域・町内】		情報の共有、住民参加の促進	■地域福祉ネットワーク事業(福祉のまちづくり推進事業)	
			町内活動の活性化	■地域支え合い推進事業(集落支援員制度)	
			地域コミュニティ施設の充実	■地域福祉会館管理運営事業■恵愛団地集会所管理運営事業	
	地域のつながりを大切にできるまちづくり【交流】		地域での見守り活動の充実	■民生児童委員活動事業■子育て地域ささえあい事業	
			住民同士の交流の拡大 市外との交流の拡大	■交流拠点施設管理事業■観光振興事業■地域資源を活用した観光地づくり推進事業■安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄運営事業	
	3. ささえあう地域社会づくり		必要な時に福祉サービスを受けられることができるまちづくり【福祉サービス】	総合的な相談・支援体制の確立	■家庭児童相談事業■障がい者相談支援事業■日常生活自立支援事業(社協)
		利用者本位のケアシステムの確立		■地域包括支援センター運営事業■介護予防マネジメント事業	
		高齢者・障がい者・児童などに対する虐待の防止		■成年後見制度利用支援事業	
		生活困窮者等の支援体制の充実		■生活困窮者自立支援事業	
		快適、安全に移動できるまちづくり【交通】	道路の整備	■都市計画街路整備事業■道路維持管理事業■道路新設改良事業	
			移動手段の確保	■市民バス事業■障がい者移動支援事業■移送サービス事業■福祉有償運送	
		快適な暮らしができるまちづくり【環境・住宅・除排雪】	住環境の整備	■住宅改修促進助成事業	
			除排雪問題の解決	■除排雪事業■中心市街地除排雪事業■福祉除雪事業■間口除雪事業	
			ごみ問題の解決	■ごみの減量化・再資源化推進事業	
4. 市民と行政の協働し合うまちづくり	計画を進める人材が育つまちづくり【計画の推進】	計画の推進体制	■地域福祉ネットワーク事業■地域福祉実践計画策定事業		
		社会福祉協議会の役割			

4. 福祉圏域の考え方



第4章 目標達成に向けた施策の推進

基本目標1 とともに生きる社会づくり



基本施策1 いつまでも健やかに暮らせるまちづくり【健康】

現状と課題

- ▶ 健康づくりや運動についての取組の多くはコロナ禍を理由に実施できなかったため、集いの機会を通じた啓発を再構築することが重要となります。
- ▶ 美唄市受動喫煙防止条例の検証結果から受動喫煙の認知や意識は高まっているとわかったものの、保護者世代の喫煙率が下げ止まりの状態にあり、妊産婦や子どもたちが受動喫煙にさらされています。
- ▶ 自殺死亡者数は令和3(2021)年度まで減少傾向で、国・道よりも自殺死亡率は低値にありましたが、令和4(2022)年は増加に転じ、国・道を上回っています。
- ▶ 一人一人の健康づくりに対する健康相談や保健指導、生活習慣病予防、更には介護予防のための健康教育や健康相談・家庭訪問などを実施しました。
- ▶ 精神疾患や障がいを抱える方同士の交流を深め、社会とのつながりを応援する「つばさの会」とアルコール等依存症家族交流会を実施しました。
- ▶ 通院や買い物以外で外出することが少ない方や地域で孤立している方を対象に、健康相談や参加者同士の交流会等を実施しましたが、コロナ禍を理由に実施を控えることがあったため、対象者の孤立やフレイル(虚弱)状態が進む現状があります。
- ▶ 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように様々な介護予防の取組を行うとともに、地域での自主的な活動を支援してきました。今後は、男性の参加者を増やす取組が必要となります。
- ▶ 休日や夜間の救急医療体制は確保できています。
- ▶ 救急医療普及啓発事業については、コロナ禍では実施が困難となっていました。

施策の方向性

① 健康づくりの充実

- ▶ コロナ禍により、数年間実施できていなかった集いや対面形式による食・運動の啓発事業、地区健康相談を再開・再構築することにより、心身のフレイル(虚弱)を予防していくことが重要となります。
- ▶ 貯筋体操交流会を実施することで、市全体の介護予防の機運を盛り上げるとともに、令和5(2023)年度に事業を開始した「男の体操教室」等の事業を継続します。
- ▶ 市民、特に妊産婦や子どもを受動喫煙から守るため、受動喫煙対策及び禁煙支援の強化を図ります。
- ▶ 生きる支援について、市民から寄せられる相談等は市の各部署が連携を図り、さらに関係機関・団体ともつながりを強化するとともに、情報の共有の下、共通認識を持ち、ケースによっては検討会議を開催するなどの支援体制を推進します。
- ▶ 支援やサポートを必要とする方の早期発見・早期支援のため、危機サインの気づき、傾聴、見守り、相談機関につなげる仕組みとして、関係職種を対象にゲートキーパー研修会等の学習会を開催し、理解とサポートのスキルアップを図ります。
- ▶ つばさの会及びアルコール等依存症家族交流会を継続します。

② 医療の充実

- ▶ 救急医療の継続とともに、普及啓発事業の再開を目指します。

【基本施策1の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
健康づくり啓発事業	健康推進課
中高年健康づくり事業	健康推進課
高齢者健康づくり事業	高齢福祉課
スポーツ大会・教室開設事業	生涯学習課
一般介護予防事業	地域包括ケア推進課
救急医療啓発普及事業	健康推進課

基本施策2 安心して生活を営むことができるまちづくり【防犯・防災】

現状と課題

- ▶ 地域安全大会や地域安全教室を実施し、地域における防犯対策についての啓発を行いました。
- ▶ 空き家等を解体する所有者に対して費用の一部助成を行っていますが、年々空き家戸数が増加しています。
- ▶ 自主防災組織設立の啓発活動を行っていますが、高齢化や新規加入者の減少により、基礎団体である町内会の運営・維持が難しくなっています。
- ▶ 消費者被害防止パンフレットの作成・配布や消費者相談窓口の開設、ホームページなどにおいて特殊詐欺等被害防止啓発を行いました。
- ▶ 市民意識調査によると、災害時の自力避難について、約1割の人が「避難できない」と回答しています。また、災害時の避難や対応について不安に思うこととして、約半数の人が「必要な物資を入手できるか」と回答しています。

施策の方向性

① 防犯体制の推進

- ▶ 防犯や安全の面から、空き家等の解体について、今後も費用の一部助成を継続します。

② 防災体制の推進

- ▶ 自主防災組織の設立について、町内会単位で困難な場合は、町内会連合会やアパート単位など、地域が取り組みやすい組織づくりに向けた改善を推進します。
- ▶ 災害時における要援護者への支援を検討するとともに、地域における防災活動の活性化を図ります。

③ 悪徳商法への対策

- ▶ 悪徳商法への対策として、消費者被害防止パンフレットの作成・配布、消費生活相談窓口の開設、ホームページ上での特殊詐欺等被害防止啓発を継続します。

【基本施策2の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
安全で安心なまちづくり推進補助事業	生活環境課
空き家対策	都市建築住宅課
地域防災事業	危機管理対策室
火災予防推進事業	消防本部
消費者保護対策事業	生活環境課

基本施策3 楽しく働くことができるまちづくり【雇用・産業】

現状と課題 ◆-----◆

- ▶ 高齢者の就業機会の確保や生きがいづくり、社会参加の促進等を目的に、シルバー人材センターが行う事業に対して支援を行っていますが、会員数は横ばいとなっています。
- ▶ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給を実施し、生活保護を防ぐための支援制度として一定の成果が見られました。一方、対象世帯の問題点が年々複雑化し、解決に至らない事案が見られるようになりました。
- ▶ 新卒者及び求職者に対して地元企業への就職促進を図っていますが、参加する企業が固定化されています。

施策の方向性 ◆-----◆

① 高齢者・障がい者、生活困窮者の雇用の創出

- ▶ シルバー人材センターの会員確保のため、インターネットなどの新たな周知方法を活用し、会員増加に向けた働きかけを行います。
- ▶ 生活保護対象世帯の問題点の要因をひも解きながら、少しでも解決策が見い出せるよう、市と支援機関及び協力可能な関係団体との連携を促進します。

② 若年者等の地元雇用への支援

- ▶ 本市の強みである利雪技術と豊富な水資源を生かし、空知団地の優位性とマッチングする企業を選定するとともに誘致活動を推進します。
- ▶ より多くの企業に地元就職等応援事業に参加してもらえるよう周知に努め、新卒者及び求職者の地元企業への就職促進を図ります。

【基本施策3の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
シルバー人材センター補助事業	地域包括ケア推進課
生活困窮者自立支援事業	地域福祉課
企業立地活動事業	経済観光課
地元就職等応援事業	経済観光課

基本目標 2 住民自治・住民主体のまちづくり



基本施策 1 生涯にわたって学習できるまちづくり【ボランティア・学習】

現状と課題

- ▶ 障がい者福祉に関心のある市民を対象に「手話奉仕員」「要約筆記奉仕員」「朗読奉仕員」の養成を行うほか、声の広報の発行や、障がい者の芸術文化講座の開催を行っているものの、参加者は減少しています。
- ▶ 地域住民による地域ぐるみの取組を支援することにより、子育て中の保護者の負担軽減や世代間交流等による地域コミュニティを確立し、地域での子育て支援体制等の充実、子育て力のパワーアップを図っています。
- ▶ びばいせわずき・せわやき隊の活動を支援するとともに、地域の各種団体との共催による交流イベントの開催、子育てサービスの支援者の育成(サポート講習会受講の支援)、新生児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供や助言等を行う「お～きくな～れ！びばいっこ訪問」などを実施しています。
- ▶ 市民カレッジや地域学・美唄学推進のための「じもっとびばい」などを通じて市民が学習できる機会を提供してきました。
- ▶ 「総合的な学習の時間」を活用し、美唄養護学校との連携による相互交流や福祉関係施設等の調べ学習、キャリア教育による福祉関係施設での職場体験などを実施しました。
- ▶ 市民意識調査によると、ボランティア活動に参加しない理由として、3割強の人が「仕事や家事が忙しく時間が取れない」と回答していることから、ボランティア活動に興味のある人が参加しやすい仕組みづくりを構築することが重要となります。

施策の方向性

① ボランティア活動の充実

- ▶ 奉仕員の連携を図るため、奉仕員に対する研修を継続し、新たな希望者を募るため養成講座の周知を継続します。また、安心して参加してもらえるよう開催時期などを検討します。
- ▶ ボランティア活動に興味がある人が参加しやすい仕組みづくりを検討し、つながりを構築するとともに担い手不足解消を図ります。

② 生涯学習・学校教育・福祉教育の充実

- ▶ 子どもや子育て世帯を応援するボランティア活動を推進することにより、地域の子育て力の向上を図り、子育てを地域全体で支える体制づくりを推進します。
- ▶ 市民カレッジや地域学・美唄学について、より多くの市民に参加してもらえるよう周知方法や講義の内容、開催曜日や時間の見直しを行います。

【基本施策1の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
障がい者在宅支援事業(障がい者にやさしい街づくり事業)	地域福祉課
子育て地域ささえあい事業	こども未来課
生涯学習事業	生涯学習課
「総合的な学習の時間」を活用した福祉学習	学務課

基本施策2 誰もが共通の情報を持ち、住民参加できるまちづくり

【情報・住民参加】

現状と課題

- ▶ 市長との対話の日やまちづくり地区懇談会、行政相談、人権心配ごと相談の実施のほか、まちづくり出前講座などを実施し、協働のまちづくりを推進しました。
- ▶ 広報メロディーの発行やホームページ、SNS、地デジ広報を活用し、市政情報の発信を行いましたが、町内会の解散等により配布困難な事例が増加しているとともに、高齢化による市民の情報格差が広がっています。
- ▶ 市民意識調査によると、情報の入手先について3割弱の人が「どこからも入手していない」と回答しています。

施策の方向性

① 情報の共有

- ▶ 実施しているさまざまな広聴事業についてさらなる周知を図るとともに、市民ニーズにあった情報提供に努めます。

【基本施策2の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
協働のまちづくりの推進	美唄デザイン課
広報事務・広聴事務	美唄デザイン課

基本施策3 地域のつながりを大切にできるまちづくり【地域・町内会】

現状と課題

- ▶ 地域福祉及び在宅福祉の推進、福祉に関する調査・研究、福祉関係者の研修、健康生きがいつくりについて支援を行っていますが、地域活動の停滞により、申請する団体がない状態が続いています。
- ▶ 地域コミュニティの再構築に向けて、集落支援員を配置することにより、地域課題の掘り起こしや見守り、見回り活動を行うとともに、各種機関と連携し、課題解決に向けた支援や体制づくりに取り組みました。
- ▶ 地域福社会館において、コロナ禍による利用控えや物価高騰による収支状況の悪化により、安定的な運営に支障をきたしています。
- ▶ 民生委員の高齢化、担い手不足による欠員が増えていることから、民生委員の必要性を改めて地域に理解してもらうための周知が必要となります。
- ▶ 市民意識調査によると、住民相互の支え合いや助け合いの必要性について、9割の人が「必要」と回答しています。

施策の方向性

① 情報の共有、住民参加の促進

- ▶ 「地域福祉ネットワーク事業(福祉のまちづくり推進事業)」の内容について、各町内会等へ周知・促進することにより、地域活動の活性化を図り、地域福祉を推進します。

② 町内会活動の活性化

- ▶ 集落支援員による継続的な地域課題の掘り起こしを行うとともに、関係機関との情報共有及び連携を促進します。

③ 地域コミュニティ施設の充実

- ▶ 地域福社会館は地域の拠点施設であることから、運営の安定化を図るため、利用の増加につながる取組を検討し、運営コストの更なる削減を検討します。

④ 地域での見守り活動の充実

- ▶ 民生委員の必要性について更に周知することにより、地域の理解促進を図るとともに、活動内容や人口減少に伴う定員の見直しを行います。

【基本施策3の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
地域福祉ネットワーク事業(福祉のまちづくり推進事業)	地域福祉課
地域支え合い推進事業(集落支援員制度)	地域福祉課
地域福社会館管理運営事業	地域福祉課
恵愛団地集会所管理運営事業	地域福祉課
民生児童委員活動事業	地域福祉課
子育て地域ささえあい事業	こども未来課

基本施策4 人の交流を大切にできるまちづくり【交流】

現状と課題

- ▶ 交流拠点施設「ゆ〜りん館」は供用開始から20年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- ▶ 令和2(2020)年度からコロナ禍の影響により観光需要が激減し、縮小せざるを得なかった観光・宿泊事業について、今後観光需要が戻ってきた際に備えておく必要があります。
- ▶ 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄への来場者の9割は市外からとなっており、市民の来場者が少ないことから、利用方法の検討が必要となります。

施策の方向性

① 住民同士交流の拡大 及び ② 市外との交流の拡大

- ▶ 交流拠点施設「ゆ〜りん館」は、今後も持続的な運営が必要であることから、温泉・宿泊施設等のリニューアルを検討します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が5類移行となり、国内外の観光客が戻りつつあるため、引き続き着地型・滞在型観光を推進し、観光客の増大に努めます。
- ▶ 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄について、多くの市民が気軽に利用してもらえる空間づくりを行っていきます。

【基本施策4の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
交流拠点施設管理事業	経済観光課
観光振興事業	経済観光課
地域資源を活用した観光地づくり推進事業	経済観光課
安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄運営事業	生涯学習課

基本目標3 ささえあう地域社会づくり



基本施策1 必要な時に福祉サービスを受けることができるまちづくり 【福祉サービス】

現状と課題

- ▶ 児童養護や児童虐待など、子ども、保護者、妊産婦の福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っていますが、課題解決のために必要と思われる支援を担う社会資源が不足しています。
- ▶ 令和4(2022)年8月に障がい者基幹相談支援センターを開設し、障がい者やその家族に対する総合相談窓口を設置することにより、断らない相談支援、虐待事例などの緊急対応が可能となりました。今後は、地域生活支援拠点の整備を行う予定です。
- ▶ 高齢や障がいなどにより、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを社会福祉協議会が行っています。
- ▶ 認知症や障がいにより判断能力が低下している人の支援として、成年後見利用促進に係る中核機関を令和3(2021)年4月に設置し、成年後見制度の周知や専門職による相談機能の強化などの取組を行っています。
- ▶ 高齢者及びその家族が介護予防サービスを利用しながら、自分のできる能力を維持・拡大し、安心した在宅生活を送ることを目指し、要支援に認定された方の介護予防ケアプランを作成しています。
- ▶ 社会的孤立、ひきこもり、貧困問題、ケアラー、8050問題、ダブルケアなど、制度の狭間や深刻な生活課題を抱える世帯の地域とのつながりが希薄化している一方、個人情報に関する意識や関心の高まり、プライバシーの配慮などから状況の把握が難しくなっています。

施策の方向性

① 総合的な相談・支援体制の確立

- ▶ 子ども、保護者、妊産婦の福祉に関する様々な相談に対応するため、他の自治体にある社会資源等も活用しながら、子育て世代包括支援センターをはじめ、関係機関との情報共有・連携を行うことにより、課題解決に向けた支援体制の充実を図ります。
- ▶ 高齢者や障がいのある方が安心して地域で生活できるよう、金銭管理や重要書類の預かり・保管などのサポートとして、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業に力をつけるための助言や相談支援の強化に努めます。
- ▶ 成年後見制度について、申立人がいない場合、速やかに市長申立ができる体制の構築など、高齢者や障がい者本人とその家族の権利が守られるよう利用を促進します。

➡ 詳細は 38P 『第6章 成年後見制度利用促進基本計画』へ

- ▶ 悩みを抱える方の生活課題を地域や町内会ぐるみで情報共有するため、集落支援員や民生児童委員などが連携して活動し、課題を抱える方や将来的に問題になると思われる方の早期発見、見守り体制の強化を図ります。
- ▶ 市の窓口業務や生活に関する部署と連携を図り、民生児童委員や集落支援員等の関係機関のほか、介護や障がいなど福祉に関するサービスを提供する事業者とも情報を共有し、制度の狭間にある方などに対し、アウトリーチによる状況把握を継続し、悩みを抱える方が必要な時に必要な支援が受けられる体制を強化します。
- ▶ ケアラー、外国人、性的マイノリティの方に対して、家族会や自助グループ、各種支援団体へつなげ、同じ悩みを持つ方の交流の場や居場所づくりの活動のサポートへの支援を行います。

② 利用者本位のケアシステムの確立

- ▶ 高齢者と障がい者の地域ケア会議の合同部会等を行い、本人だけでなく、家族の課題にも対応できるよう検討し、必要に応じて支援を行います。

③ 高齢者・障がい者・児童などに対する虐待の防止

- ▶ 高齢者・障がい者・児童ともに、各法律に基づき、関係機関との連携を図り、被虐待者と家族の権利が守られる支援を行います。

④ 生活困窮者等の支援体制の充実

- ▶ 経済的な困窮をはじめとして、就労や住まい、社会的な孤立など様々な要因により困窮する世帯の問題点をひも解きながら、少しでも解決策が見いだせるよう、市と支援機関及び協力可能な関係団体との連携を強化します。

【基本施策1の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
家庭児童相談事業	こども未来課
障がい者相談支援事業	地域福祉課
日常生活自立支援事業(社協)	社会福祉協議会
地域包括支援センター運営事業	地域包括ケア推進課
介護予防マネジメント事業	地域包括ケア推進課
成年後見制度利用支援事業	地域福祉課地・域包括ケア推進課・こども未来課
生活困窮者自立支援事業	地域福祉課

基本施策2 快適・安全に移動できるまちづくり【交通】

現状と課題

- ▶ 安全で快適な交通を守るため、パトロールや点検などを行い、道路を常に良好な状態に保ち、道路交通の円滑化を図りました。
- ▶ 一般車両での移動が困難な高齢者や重度障がい者の外出支援を行っている移送サービスやタクシー等の公共交通機関における人手不足が著しく、移動手段に制限のある人に対する公共の『足』が年々縮小していることから、人材確保のための取組が急務となっています。
- ▶ 市民意識調査によると、移動や交通問題について、3割の人が5年前と比べて悪くなったと感じています。

施策の方向性

① 道路の整備

- ▶ 冬季の積雪時を考慮すると幅員の拡幅が必要な道路が多くあるものの、現実的には難しいことから、道路用地内で効果が出るよう整備に努めるとともに、住民生活が安全快適に過ごせるよう道路施設の適切な維持管理を継続します。

② 移動手段の確保

- ▶ 人手不足によって移送サービスを休止する事業者が増えてきていることから、稼働できる事業者の確保に努めます。
- ▶ 柔軟に活用が行える福祉有償運送は必要不可欠であることから、社会福祉法人ないえ福祉会による事業実施を継続します。

【基本施策2の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
都市計画街路整備事業	都市整備課
道路維持管理事業	都市整備課
道路新設改良事業	都市整備課
市民バス事業	生活環境課
障がい者移動支援事業	地域福祉課
移送サービス事業	地域包括ケア推進課
福祉有償運送	地域福祉課

基本施策3 快適な暮らしができるまちづくり【環境・住宅・除排雪】

現状と課題

- ▶ 高齢者が住む住宅において、日常の利便を向上させるために必要な工事の費用を一部助成していますが、高齢者の増加に伴ってニーズが高まっていることから当初予算の拡充が必要となります。
- ▶ 道路除雪や排雪、路面凍結防止などを実施することで、冬期間でも安全で円滑な自動車交通及び歩行者通路を確保し、利用者が安全・安心に通行できるよう努めました。また、経済的・体力的に除雪が困難な高齢者・障がい者の世帯に対し、福祉除雪や間口除雪を実施しています。
- ▶ 市民意識調査によると、除雪問題について、5年前と比べて良くなったと感じる人と悪くなったと感じる人の割合は同程度となっている一方、現在暮らしている地域の身近な問題として、4割の人が「除雪のこと」と回答しています。
- ▶ ごみの適正な分別回収のため市内巡回を行っているほか、分別排出の出前講座、個別指導、市広報紙及びホームページによる啓発活動を行いました。一方、高齢者による適正なごみ分別の低下が多く見受けられることから、地域や公的支援の検討が必要となります。

施策の方向性

① 住環境の整備

- ▶ 高齢者が住む住宅におけるバリアフリー化工事、断熱・防寒工事及び換気設備工事について、引き続き工事費の一部助成を行います。

② 除排雪問題の解決

- ▶ 積雪量の増加に伴い、ストーブの排気口が埋まるなどの案件が増えていることから、除雪が困難な高齢者・障がい者の世帯に対して緊急対応できるような仕組みづくりを検討します。

③ ごみ問題の解決

- ▶ 市内巡回やごみの分別排出の出前講座などの啓発により、ごみ減量化やごみの適正分別率及びリサイクル率の向上につながっていることから、今後も継続します。

【基本施策3の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
住宅改修促進助成事業	都市建築住宅課
除排雪事業	都市整備課
中心市街地除排雪事業	都市整備課
福祉除雪事業	地域包括ケア推進課
間口除雪事業	地域包括ケア推進課
ごみの減量化・再資源化推進事業	生活環境課

基本目標 4 市民と行政の協働し合うまちづくり



基本施策 1 計画を進める人材が育つまちづくり【計画の推進】

現状と課題

- ▶ 「市民ささえあい推進委員会」を設置し、地域福祉の推進を図りました。
- ▶ 社会福祉協議会として、行政と同様に町内会活動の支援を行い、まちづくりを推進しています。また、民間活動の自主的な行動計画である「地域福祉実践計画」を策定し、地域住民や各種団体、行政との調整役として活動を行いました。

施策の方向性

① 計画の推進体制

- ▶ 将来を見据えたまちづくり活動の発掘・創出を図ります。

② 社会福祉協議会の役割

- ▶ 行政との連携を強化するとともに、社会福祉協議会としての強みを活かすことにより、まちづくりを推進します。

【基本施策 1 の主な取組・事業】

主な取組・事業名	担当課
地域福祉ネットワーク事業	地域福祉課
地域福祉実践計画策定事業	美唄市社会福祉協議会

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、社会福祉協議会をはじめとする事業者、行政の協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成していますが、住民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担い、協働の視点に立ちながら、推進していく必要があります。

2. 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。そのため、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加に向けた支援を行うなど、各分野で大きな役割を担っています。行政と社会福祉協議会が連携して、本計画に基づく各事業を着実に推進していきます。

3. 計画の公表

市の広報紙やホームページ等を通じて本計画を公表し、市全体で目指す地域福祉推進の方向性について広く周知します。

4. 計画の検証

本計画を推進するため、計画に位置付けた関連事業は、「美唄市地域福祉計画庁内推進会議」にて、所管部局からの報告を受けて、事業の進捗状況を確認し、定期的に「美唄市市民ささえあい推進委員会」を開催し、計画の実施状況について報告し、検証を行い、PDCAサイクルを確立していきます。



PDCA サイクル
Plan(計画)→Do(実行)→
Check(評価)→Action(改善)を
繰り返すことによる改善方法

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の概要

(1) 策定の背景

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められています。

地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものです。

高齢者や障がいのある方は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的に孤立した状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このことから、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「利用促進法」という。)を平成28(2016)年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、令和4(2022)年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととしています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、利用促進法第14条第1項における「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(「市町村計画」という。)」として位置付けられるものであり、「第5期美唄市地域福祉計画」の策定に合わせて策定します。

(3) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

【成年後見制度の種類】

成年後見制度は、大きく分けると、『法定後見制度』と『任意後見制度』の2つの制度があります。

■法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度。

■任意後見制度

本人の判断能力が十分な時に、あらかじめ、任意後見人となる人や将来その人に委任する内容(本人の生活、療養看護、財産管理に関することなど)を決めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらのことを本人に代わって行う制度。

【後見、保佐、補助の違い】

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく十分でない人	判断能力が十分でない人
支援する人	後見人	保佐人	補助人
申し立てができる人	本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等		
代理権	財産に関わる全ての法律行為 (本人の同意は不要)	本人の同意を得た上で 家庭裁判所が定める特定の法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為	法律上定められた 重要な行為(相続の 承認・住宅の改築等)	本人の同意を得た上で 家庭裁判所が定めた 特定の法律行為

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

2. 成年後見制度利用に関する状況

(1) 成年後見制度の利用状況

① 成年後見関係事件申立件数

成年後見関係事件申立件数の推移は以下に示すとおりです。

【成年後見関係事件申立件数の推移】

単位：件

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
法定後見	後見開始	6	8	5
	保佐開始	1	0	3
	補助開始	0	2	0
任意後見(監督人選任)		0	0	0
計		7	10	8

資料：札幌家庭裁判所岩見沢支部(各年度3月31日現在(令和5年度は10月末現在))

② 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数の推移は以下に示すとおりです。

【成年後見制度利用(裁判所が監督中)の推移】

単位：件

		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
法定後見	後見	45	46	47
	保佐	5	4	5
	補助	5	7	6
任意後見		0	0	0
計		55	57	58

資料：札幌家庭裁判所岩見沢支部(各年度3月31日現在(令和5年度は10月末現在))

③ 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は以下に示すとおりです。

【成年後見制度等に関する相談件数の推移】

単位：件

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
成年後見制度	14	33	20
日常生活自立支援事業	4	3	7

資料：美唄市成年後見支援センター(社会福祉法人美唄市社会福祉協議会)
(各年度3月31日現在(令和5年度は10月末現在))

④ 市長申立件数

市長申立件数の推移は以下に示すとおりです。

【市長申立件数の推移】

単位：件

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
後見	1	2	2	0	0	0
保佐	1	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0	0
計	2	2	2	0	0	0

資料：障がい者：地域福祉課、高齢者：地域包括ケア推進課
(各年度3月31日現在(令和5年度は10月末現在))

⑤ 費用助成件数

費用助成件数の推移は以下に示すとおりです。

【費用助成件数の推移】

単位：件

	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	
	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者
申立費用	3	2	2	0	0	0
後見等報酬	0	5	1	2	2	3

資料：障がい者：地域福祉課、高齢者：地域包括ケア推進課
(各年度3月31日現在(令和5年度は10月末現在))

(2) 成年後見制度に関する美唄市の取組

① 成年後見制度の普及啓発(地域福祉課、地域包括ケア推進課、社会福祉協議会)

市や社会福祉協議会のWebサイト、広報紙、パンフレットを活用し、成年後見制度や相談窓口、市の助成制度、日常生活自立支援事業等についての周知に取り組んでいます。

② 市長申立の実施(地域福祉課、地域包括ケア推進課)

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています。

③ 制度利用費用助成(地域福祉課、地域包括ケア推進課)

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて要綱に基づき費用助成を行っています。

④ 法人後見(社会福祉協議会)

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を平成25(2013)年10月から実施しています。法人として後見業務に当たること、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています。

⑤ 日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)

事業の利用に必要な契約の内容を理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全等を実施しています。事業の利用を継続する中で、判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し、法定後見につないでいます。

3. 計画の基本的な考え方

基本理念

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の利用の促進については、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組むこととしています。

- ① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- ② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
- ④ 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
- ⑤ 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

【基本理念】

市民一人ひとりが個人として尊重され、
ともにささえあい、
いつまでも自分らしく暮らせるまち**びばい**美唄

4. 計画における取組

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

① 中核機関

この基本計画において、美唄市成年後見支援センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

② 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

これらの機関は以下の4つの役割を担います。

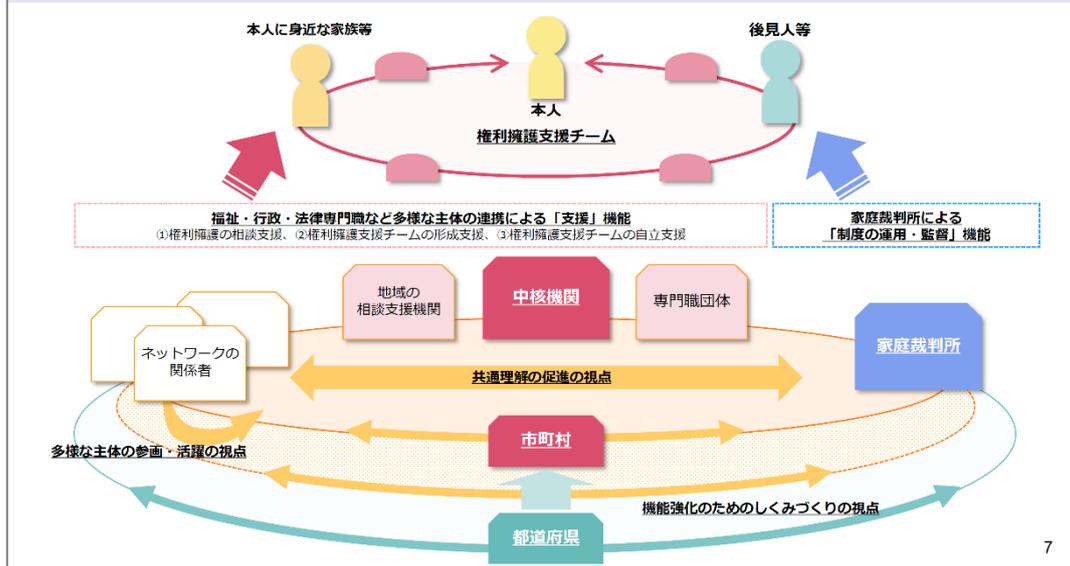
【地域連携ネットワーク及び中核機関の役割】

役割	詳細
広報機能 (制度を知ってもらう)	<ul style="list-style-type: none">・パンフレットやチラシの配布・広報紙やホームページへの記事記載・出前講座や研修会の実施・福祉サービス事業者への広報
相談機能 (制度利用について相談を受ける)	<ul style="list-style-type: none">・制度利用や申立手続に関する相談受付・専門職(社会福祉士等)を配置し、相談体制の強化を図る・支援方針に関する助言
利用促進機能 (制度利用を支援する)	<ul style="list-style-type: none">・受任者調整(マッチング)等の支援・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行・ケースを支援するためのチーム編成、参加(多職種連携)・申立に関する役割分担の検討
後見人支援機能 (制度を利用する)	<ul style="list-style-type: none">・後見人等の相談窓口、バックアップ・報告書等書類作成支援・家庭裁判所との連絡調整・チーム等支援会議の調整、参加

【地域連携ネットワークのイメージ】

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」より

(2) 市民後見人等の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人等の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

(3) 美唄市成年後見支援センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立に係る手続支援、親族後見人に対する相談支援、市民後見人等の育成・支援を推進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関する窓口としての機能強化を図ります。

(4) 成年後見制度の利用支援

① 市長申立

判断能力が十分でない方が、後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等とともに申立を行うことが難しい場合、調査の上、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立を行います。

② 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

5. 計画の推進

(1) 計画の推進体制

中核機関や協議会、相談窓口の整備を根幹として、行政、社会福祉協議会、裁判所、事業者などの連携を推進し、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

(2) 計画の点検と評価

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、実施状況を把握、点検し、PDCAサイクルを確実に実行し、計画の着実な推進を目指していきます。

本計画の評価及び進行管理を行う上では、地域連携ネットワーク、中核機関及び庁内関係部課と連携・調整を図り、取組を進めていきます。



PDCA サイクル
Plan(計画)→Do(実行)→
Check(評価)→Action(改善)を
繰り返すことによる改善方法

用語解説

【か行】

- 協働

住民、議会、及び行政がまちづくりのために自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協働すること。

- 権利擁護

個人の権利や利益が侵害されないように制度で支えること。

- コミュニティ

地域社会を多様に支え、心豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤としてあるいは、共通の目的をもって自主的に結ばれた組織を言います。

【さ行】

- 自主防災組織

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は、自分達で守る」という精神のもとに地域住民や事業所等により、組織された防災組織。

- 市民後見人

親族以外の市民による成年後見人等。市町村等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた社会貢献への意識が高い一般市民で家庭裁判所により成年後見人等として選任された方。

- 社会福祉協議会

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等、地域福祉の推進を図る民間組織。

- 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産の管理や福祉サービス等の契約などの判断能力が十分でない人を保護し、支援するための制度です。判断能力の状態により「後見」「保佐」「補助」から成

る「法定後見制度」のほかに、将来判断能力が不十分になった場合に備えるための「任意後見制度」があります。

- 相談支援事業所

障がいのある人や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整を行う機関。

【た行】

- 地域共生社会

「制度」「分野」ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて、「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。

- 地域包括支援センター

介護保険法に定められた、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のこと。

【な行】

- 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより判断能力に支障がある人に対して、福祉サービスを利用する上での情報提供や助言、生活費管理、重要な書類の預かり等地域で安心して生活できるよう支援するサービス。

【は行】

- パブリックコメント

市民の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政を推進することを目的に、市が計画を策定する場合などに、あらかじめ市の原案に対する市民の意見を聞くこと。

● 避難行動要支援者

要介護認定3以上の方や75歳以上の高齢者、障害者手帳を所持する方などの在宅の方で、災害時に自ら避難することが困難な方。

【ま行】

● 民生児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉増進に努める民間の奉仕者で市町村の区域に配置されている。民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねることとされており

【や行】

● ユニバーサルデザイン

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のこと。

1. 第5期美唄市地域福祉計画策定の経過

年月日	実施機関	内容
令和5(2023)年 8月8日	市民ささえあい 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・美唄市地域福祉計画について・第5期美唄市地域福祉計画のスケジュールについて
令和5(2023)年 10月25日	市民ささえあい 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画における評価について・成年後見制度利用促進基本計画の策定について
令和5(2023)年 11月27日	市民ささえあい 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・地域課題に係る検討について(グループ討議)
令和6(2024)年 1月19日	市民ささえあい 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・第5期計画素案について・今後のスケジュールについて
令和6(2024)年 1月23日	市	<ul style="list-style-type: none">・第5期美唄市地域福祉計画【素案】に係る市民への意見募集(パブリックコメントの実施)
令和6(2024)年 3月25日	市民ささえあい 推進委員会	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施結果について・第5期計画案の決定について

2. 市民ささえあい推進委員会委員名簿

任期 令和 5(2023)年 8 月 1 日～令和 8(2026)年 5 月 31 日

No	所 属		委 員 名
1	保健・ 医療・福祉	社会福祉法人 北海道光生会	佐藤 匠
2		社会福祉法人 湊仁会 コミュニティーホーム美唄	千葉 一夫
3		美唄市身体障害者福祉協会	花田 邦則
4		社会福祉法人 恵和会	多田 哲夫
5	関係団体	美唄青年会議所	松岡 一樹
6		美唄商工会議所	沼倉 太一
7		美唄市シルバークラブ連合会	本住 幸憲
8		美唄市民生児童委員協議会連合会	笠井 明子
9		美唄精神障害者家族会のぞみ会	老松 武
10		美唄市保健推進員協議会	近藤 肇子
11		美唄せわずき・せわやき隊	大道 恵津子
12		美唄市介護家族と共に歩む会	門田 直美
13		美唄市父母と先生の会連合会(美唄市 PTA 連合会)	田中 雅人
14	社会福祉 協議会	美唄市社会福祉協議会	土本 健太
15	学識経験者		中川 直紀

3. 市民ささえあい推進委員会運営要綱

(平成 20 年 4 月 1 日庁達第 13 号の 4)

改正 平成 23 年 3 月 25 日庁達第 13 号の 4 平成 29 年 10 月 23 日庁達第 41 号

(趣旨)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 16 条に規定する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、地域福祉の増進を図るための取組みを推進するとともに、条例第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討する。

2 推進委員会は、前項に規定する検討を行った場合は、その結果について、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 推進委員会は 25 名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市民公募による者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 市民各団体関係者(青年・商工・老人・ボランティア等)
- (4) 社会福祉協議会職員
- (5) 学識経験者
- (6) 各計画(子育て・高齢者・障がい者)委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(部会)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、推進委員会に部会を置くことができる。

2 部会は委員会の委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会は、部会長が必要と認めたときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 計画策定に係る会議は公開するものとする。

(庶務)

第 8 条 推進委員会及び部会の庶務は、保健福祉部地域福祉課が行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(招集の特例)

第 10 条 委員の任期終了後、最初に招集される委員会は、第 6 条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の美唄市地域福祉市民ささえあい推進委員会設置要綱第 3 条の規定により委員に委嘱されている者は施行後の要綱第 3 条の規定による市民ささえあい推進委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が廃止前の要綱第 4 条の規定により委嘱された日から起算する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日庁達第 13 号の 4)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月 23 日庁達第 41 号)

この要綱は、平成 29 年 10 月 23 日から施行する。

4. 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱

(平成 20 年 5 月 19 日庁達第 16 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日庁達第 19 号 平成 23 年 3 月 25 日庁達第 13 号の 3
平成 25 年 3 月 26 日庁達第 16 号 平成 28 年 4 月 1 日庁達第 27 号
平成 29 年 4 月 1 日庁達第 30 号 平成 31 年 4 月 1 日庁達第 28 号
令和 3 年 4 月 1 日庁達第 29 号

(設置)

第 1 条 美唄市福祉のまちづくり条例(平成 16 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項に規定する美唄市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進等に関し必要な事項を調査検討するため、庁内の各関係課等からなる美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 計画の策定、推進及び評価に関する事項
 - (2) その他必要な事項
- 2 前項による調査検討の結果は、必要に応じて条例第 16 条の規定による市民ささえあい推進委員会にその内容を提供するものとする。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は地域福祉課長を、委員は別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 美唄市地域福祉計画策定庁内推進会議設置要綱(平成 15 年 4 月 1 日策定)は廃止する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日庁達第 19 号)
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日庁達第 13 号の 3)
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日庁達第 16 号)
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日庁達第 27 号)
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日庁達第 30 号)
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日庁達第 28 号)
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日庁達第 29 号)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

	所属名	職名
総務部	総務課	総務係長
	美唄デザイン課	デザイン係長
	財政課	財政係長
	危機管理対策室	危機管理対策室主査
市民部	生活環境課	生活交通係長
		環境係長
経済部	経済観光課	商工労働係長
		観光振興係長
都市整備部	都市整備課	都市整備係長
		施設管理係長
	都市建築住宅課	都市建築係長
		住宅係長
教育委員会	学務課	学校教育係長
	生涯学習課	生涯学習係長
病院事務局	管理課	管理課主査
消防本部	総務課	庶務係長
保健福祉部	地域福祉課	地域福祉課長補佐
		地域福祉係長
		生活福祉係長
	こども未来課	こども未来係長
	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進係長
	健康推進課	健康推進係長

5. 美唄市福祉のまちづくり条例

(平成16年3月25日条例第12号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針(第7条―第9条)
- 第3章 福祉のまちづくりに関する基本的な施策等(第10条―第15条)
- 第4章 福祉のまちづくりの推進(第16条―第18条)
- 第5章 雑則(第19条)
- 附則

住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らしたいという思いは、私たち美唄市民の共通の願いです。

このような願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会を築くことが必要です。

私たちのまちは、かつて炭鉱と農業のまちとして、人々がそれぞれの地域においてさまざまな困難を乗り越え、ともに支え合って暮らしてきた歴史があります。

私たち美唄市民は、これまでの先人が培ってきた生活文化を受け継ぎ、新たな時代の中で育むことにより、だれもが住み慣れたこの美唄の地域で、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。

(福祉のまちづくりの基本理念)

第2条 福祉のまちづくりは、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重することを基本とし、市民の自立への努力、地域で展開される住民のさまざまな活動と市民の自立支援に向けた市の施策が相互に連携をとりながら、ともに支え合い、活力ある地域社会の実現を図ることを基本理念として推進されなければなりません。

2 前項に規定する基本理念の実現にあたっては、次の各号に掲げる事項が尊重されなければなりません。

- (1) 市民は、年齢、心身等の状況に応じて、自立した生活を営むために努力すること。
- (2) 市民及び事業者は、地域社会の一員として、自己の能力を發揮して社会活動に参加するとともに、個人としての尊厳を認め合い、ともに支え合い、活力ある地域社会を築くために努力すること。
- (3) 市は、市民が安心して生き生きと生活を営むことができる基礎的な条件を確保するため、市民及び事業者との協働のもとに、必要な施策を総合的かつ効果的に実施すること。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人ひとりが福祉のまちづくりの主体であるという意識のもとに行動するとともに、自ら持てる力を發揮し、福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 市民は、生活の基盤である家庭と、暮らしの場である地域社会における自らの役割を意識し、支え合う地域社会の実現に努めます。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを意識し、福祉のまちづくりへの理解を深めるとともに、その推進に努めます。

2 事業者は、自らも地域社会を支える一員として、支え合う地域社会の実現に努めます。

(市の役割)

第5条 市は、第2条に規定する基本理念を実現するため、市が行うすべての施策において、福祉のまちづくりへの配慮を行い実施します。

2 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施します。

3 市は、福祉のまちづくりを推進するために、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たせるよう、必要な環境づくりに努めます。

(国等との連携)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等との連携に努めます。

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針

(情報の提供)

第7条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、自発的な活動を支援するため、必要な情報の収集及び提供、学習機会の確保に努めます。

(市民参加)

第8条 市は、福祉のまちづくりの推進にあたっては、市民参加の機会を保障するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代の意見が反映され、市民自らも担い手となるための必要な環境づくりに努めます。

(地域福祉計画の策定)

第9条 市は、第5条第2項に規定する計画として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の地域福祉計画を策定し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進します。

2 市は、地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する市民ささえあい推進委員会の意見を聴かなければなりません。

第3章 福祉のまちづくりに関する基本的な施策等

(健康づくりの推進)

第10条 市民は、自らの健康は自らつくるという健康に関する意識を高め、日常生活の様々な場面で健康の保持及び増進に努めます。

2 市は、市民の健康で自立した生活に向けた取組みを支援するため、市民、事業者とともに、その環境づくりに努めるとともに、健康の保持増進並びに疾病及び介護等の予防に必要な施策の充実を図ります。

(保健福祉サービスの充実)

第11条 市は、市民が生涯を通じて安心して生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスを提供するとともに、その基盤整備に努めます。

2 市は、次の各号に掲げる原則に基づき、保健福祉サービスを実施します。

- (1) 支援を必要とする市民に対して適正なサービスを公平に提供すること。
- (2) 市民のサービスの選択及び自己決定を尊重すること。
- (3) 市民の生活の自立に向けた取組みを支援すること。
- (4) 市民に利用しやすい身近な地域でサービスを総合的に提供すること。
- (5) 保健、医療、福祉等、関係機関の連携のとれたサービスを提供すること。

(生涯学習等の推進)

第12条 市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう努めます。

2 市は、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動など、社会活動や交流に参加する機会の拡大に努めます。

(就労の支援)

第13条 事業者は、高齢者、障害者等の就労機会の提供並びに雇用の創出及び維持に向けた環境づくりに努めます。

2 市は、前項に定める雇用の創出及び維持を図るため、事業者及び関係機関と連携して、必要な施策を講じるよう努めます。

(居住環境の整備)

第14条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するため、だれもが住みやすい居住環境の整備に努めます。

(安全な生活の確保)

第15条 市民は、安全に日常生活を送ることができるよう、防犯、防災及び交通安全に関して、地域住民が相互に助け合う地域づくりに努めます。

2 市は、市民が安全に日常生活を営むことができるよう、市民及び関係機関と連携し、防犯、防災及び交通安全に関する必要な施策を講じるよう努めます。

第4章 福祉のまちづくりの推進

(市民ささえあい推進委員会)

第16条 この条例による福祉のまちづくりを推進するために、市民で組織する市民ささえあい推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

(役割)

第17条 推進委員会は、福祉のまちづくりに関する基本的な事項について必要な意見を述べるとともに、支え合う地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

(自ら進める地域づくり)

第18条 市民一人ひとは、自らの地域を自ら良くしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に取り組むよう努めます。

2 町内会など地域づくりに取り組む団体は、自らの活動を積極的に推進して、地域の連帯感を深めるとともに、より良い地域づくりに努めます。

3 市は、社会福祉協議会など地域福祉の推進に寄与する団体及び個人と協働し、地域づくりに関する地域住民の主体的な取組みに対し、必要な支援に努めます。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めず。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日(以下「施行日」といいます。)から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、施行日前に策定した美唄市地域福祉計画については、この条例第9条第1項の規定に基づき策定したものとみなします。

第5期美唄市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

発行：美唄市

編集：美唄市保健福祉部地域福祉課

住所：美唄市西3条南1丁目1番1号

電話：0126-62-3148(直通)

FAX：0126-62-1088